

秋田県農地中間管理事業 R6年度様式集(R6年3月現在)

区分	様式	枝番	名 称	使用者・提出先	ページ
借受・貸付の申込	1		貸付希望農用地等の登録申請書	出し手→業務委託先	1
	2		貸付希望農用地等の登録抹消願	出し手→業務委託先	2
	3		農用地等の借受申込書	受け手→業務委託先	3
リスト	4		貸付希望者情報	業務委託先	4
	5		借受希望者情報		5
	6		マッチングリスト		6
集積計画・促進計画案	7	1	農用地利用集積計画一式(出し手)又は(省略)農用地利用集積等促進計画案一式(出し手)	業務委託先(出し手)→公社	(区域外) 7~17
		2	機構関連事業について(契約期間が15年以上の場合)	出し手→業務委託先→公社	(区域内) 18~28
	8		農用地利用集積計画一式(受け手)又は(省略)農用地利用集積等促進計画案一式(受け手)	業務委託先(受け手)→公社	(区域外) 29~43 (区域内) 44~61
	9		農用地利用集積等促進計画案一式(再配分用)	業務委託先(受け手)→公社	(区域外) 62~76 (区域内) 77~94
	10		利用状況改善に係る承諾書	出し手→公社	95
解約関係	11		農地賃貸借契約の解約に関する届出(通知)	業務委託先→公社	96~105
		1,2	【公社借入】 農地法第18条第1項第2号に係る合意書 農地法第18条第6項の規定による通知書	出し手→業務委託先→公社	
		3,4	【公社貸付】 農地法第18条第1項第2号に係る合意書 農地法第18条第6項の規定による通知書	受け手→業務委託先→公社	
賃料変更	12		【出し手・受け手】農地賃貸借料の変更について		106~109
			農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知)	業務委託先→公社	
		1	農地賃貸借料の変更に伴う同意願	出し手・受け手→業務委託先→公社	
		2	同意書	出し手・受け手→業務委託先→公社	
賃料変更	12 I		【出し手】農地賃貸借料の変更について		110~113
			農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知)	業務委託先→公社	
		1	農地賃貸借料の変更に伴う同意願	出し手→業務委託先→公社	
		2	同意書	出し手→業務委託先→公社	
	12 II		【受け手】農地賃貸借料の変更について		114~117
			農地賃貸借料の変更に伴う同意願(通知)	業務委託先→公社	
		1	農地賃貸借料の変更に伴う同意願	受け手→業務委託先→公社	
		2	同意書	受け手→業務委託先→公社	

秋田県農地中間管理事業 R6年度様式集(R6年3月現在)

区分	様式	枝番	名 称	使用者・提出先	ページ
名義変更	13	【出し手】名義変更と送金先の変更について			118～127
		1,2	相続登記完了の場合	相続人→業務委託先→公社	
		3,4	相続登記未了の場合	相続人代表→業務委託先→公社	
		5,6	相続登記完了により相続人変更の場合	相続人→業務委託先→公社	
	14	【受け手】名義変更と振替口座の変更について			128～132
		1,2	相続による名義変更	受け手→業務委託先→公社	
権利移転	15		農用地利用集積等促進計画案一式(権利移転用)	業務委託先(受け手)→公社	(区域外) 133～147 (区域内) 148～165
その他変更	16	1	【出し手】 住所・氏名・金融機関口座の変更について	出し手→業務委託先→公社	166～169
		2	【受け手(個人)】 住所・氏名・金融機関口座の変更について	受け手→業務委託先→公社	170～174
		3	【受け手(法人)】 所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について	受け手→業務委託先→公社	175～179
		4	【受け手(法人)】 法人の組織変更について	受け手→業務委託先→公社	180～184
機構関連事業	17	1,2	契約期間の延長 (H29.9.25以降の契約が対象)	出し手→業務委託先→公社	185～188
		3,4	農用地利用集積計画の撤回 (H29.9.24以前契約が対象)	出し手→公社→市町村	189～191
一時転用	18		農地一時転用の同意願いについて	出し手・受け手→業務委託先→公社	192～194

参 考 様 式

区分	参考 様式	枝番	名 称	使用者提出先	ページ
各種証明	1	1	贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について	業務委託先→公社	195～196
			特定貸付けを行った旨の証明書	出し手→業務委託先→公社	
		2	相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について	業務委託先→公社	197～198
			特定貸付けを行った旨の証明書	出し手→業務委託先→公社	
	2		農地中間管理機構が借受けをしない農用地等について(証明願)	市町村→公社	199
原本 還付	3		戸籍関係書類の原本還付について	出し手→業務委託先→公社	200
促進 計画 案	4	1	【区域外】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼)	市町村→農業委員会	201
		2	【区域外】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答)	農業委員会→市町村	202
		3	【区域内】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼)	市町村→農業委員会	203
		4	【区域内】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答)	農業委員会→市町村	204
	5	1	【公社借入】 農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)	農業委員会→公社	205
		2	【公社貸付】 農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)	農業委員会→公社	206
	6	1	【区域内・農業委員会からの要請の場合】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の提出について(依頼)	農業委員会→市町村	207
		2	【区域内・農業委員会からの要請の場合】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	市町村→公社	208

※各様式の市町村等からの鑑文の公印については、各市町村等の規程に基づき、省略しても構いません

主な改訂内容について (R6年3月現在)

区分	様式	枝番	名 称	改訂の内容
借受・貸付の申込	1		貸付希望農用地等の登録申請書	様式番号の変更。
	2		貸付希望農用地等の登録抹消願	
	3		農用地等の借受申込書	
リスト	4		貸付希望者情報	
	5		借受希望者情報	
	6		マッチングリスト	
促進集積計画案・	7		農用地利用集積計画一式(出し手)又は農用地利用集積等促進計画案一式(出し手)	7号、8号ともに農用地利用集積等促進計画案の様式を新設。
	8		農用地利用集積計画一式(受け手)又は農用地利用集積等促進計画案一式(受け手)	
	9		農用地利用集積等促進計画案一式(再配分用)	「区域内」用の様式を新設。
権利移転	15		農用地利用集積等促進計画案一式(権利移転用)	「区域内」用の様式を新設。
その他変更	16	4	【受け手(法人)】 法人の組織変更について	様式を新設。

区分	参考様式	枝番	名 称	改訂の内容
促進計画案	4	3	【区域内】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼)	「区域内」用の様式を新設。
		4	【区域内】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答)	
	5	1	【公社借入】 農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)	「公社借入」の様式(参考様式5号の1)の新設に伴い、「公社貸付」の様式番号を変更(参考様式5号の2に変更)。
		2	【公社貸付】 農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)	
	6	1	【区域内・農業委員会からの要請の場合】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の提出について(依頼)	様式を新設。
		2	【区域内・農業委員会からの要請の場合】 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	

様式第1号

貸付希望農用地等の登録申請書

受付番号

電話番号

1234-56-7890

1 貸付希望者

氏名フリガナ郵便番号市町村大字～番地

秋田 太郎アキタ タロウ123-4567〇〇市〇〇〇町〇〇字〇〇

2 貸付希望農用地等

番号	農地の所在地			農地の内容				賃料要件		その他権利関係等					
	大字	字	地番	地目		面積 (㎡)	利用 内容	最低賃料 (円)	希望賃料 (円)	差押等	抵当権	所有権移転請求権仮登記等			
				登記簿	現況							賦課金滞納	未相続	耕作の放棄	
1	〇〇〇〇	●●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	1,203.00	水田	■●■	◇◇◇	2	1	2	2	2	2
2	〇〇〇〇	●●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	2,301.00	水田	■●■	◇◇◇	2	2	2	2	1	2
3	〇〇〇〇	●●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	345.00	水田	■●■	◇◇◇	2	1	2	2	2	2
4	〇〇〇〇	●●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	236.00	水田	■●■	◇◇◇	2	2	2	2	2	2
5	〇〇〇〇	●●●●	□□□	▼▼▼	◆◆◆	3,145.00	水田	■●■	◇◇◇	2	1	2	2	2	2
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
計						7,230.00	㎡								

※借入年数は原則10年以上とします。(機構関連事業については、15年以上が必須です。)

※未相続の場合は、相続権の過半を超える法定相続人の同意があれば、40年以内で借入れが可能です。

3 注意事項

1 記入できる農用地等は市街化区域以外の農用地等です(不明の場合は市町村農林担当課へお問い合わせください。)

2 受け手が見つからない場合は事業の活用はできません。

3 筆数が15筆を超える場合は別業にしてください。

4 農地貸付者には、貸付契約1件につき5,000円(契約初年度のみ)の手数料を負担していただきます。
(同一年度内の同一市町村内での契約に係る手数料の上限は5,000円)

5 抵当権が設定されている農地は、受け手の承諾が得られれば借受可能です。

6 地上権、永小作権、質権等(地役権は含まない)が設定されている農地は借受可能ですが、権利者の同意が必要となります。

7 賦課金滞納、差押、所有権移転請求権仮登記のある農地は借受できません。契約手続きまでに解消していただくようお願いします。

8 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

※添付書類：当該農地の詳細が分かるもの(固定資産税台帳課税明細書の写し、農地台帳の写し等)

様式第2号

日 月 年 令和

秋田県農業公社 理事長 齋藤 了 様

(申請者) 住所 氏名

貸付希望農用地等の登録抹消願

●●●● 年 月 日 付けで「貸付希望農用地等の登録申請書」を提出した農用地等のうち、下記の農地について貸付希望を取り下げますので、登録を抹消願います。

記

番号	市町村名	大字	字	地番	地目	面積(㎡)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※添付書類：様式第5号の1「貸付希望農用地等の登録申請書」の写し

2

農用地等の借受申込書

申込年月日 令和 年 月 日

(市 町 村 長 名 を 記 載) あて

1 借受希望者

氏名 (法人名称)	(フリガナ)		
法人代表者 職名・氏名 (法人の場合)	(フリガナ)		
住所 (法人所在地)	〒		

2 借受希望内容

希望農用地	市町村名	●●市	地番・筆数	●●●●字●●●●	ほか●●筆
	現況地目	田	規模(面積)	●●●m ²	借受期間
					●年

(様式第4号)

貸付希望者情報

NO	登録年月日	契約者の情報						土地の表示			地目		登記簿面積 (㎡)	利用 内容	10a単価 (円)	賃借料 (円)
		土地所有者	契約者(相続人等)	フリガナ	郵便番号	市町村	大字～番地	大字	字	地番	登記簿	現況				
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

(様式第5号)

借受希望者情報

NO	申込年月日	借受希望者					借受希望		
		氏名または名称	フリガナ	郵便番号	市町村	大字～番地	地目	面積	作物種別
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									

5

(様式第6号)

マッチングリスト

NO	契約者の情報					土地の表示			地目		登記簿面積 (㎡)	利用 内容	10a単価 (円)	賃借料 (円)	契約期間		借受希望者					借受希望		
	土地所有者	契約者(相続人等)	フリガナ	郵便番号	市町村	大字～番地	大字	字	地番	登記簿					現況	始期	終期	氏名または名称	フリガナ	郵便番号	市町村	大字～番地	地目	面積
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								

● 情報の入力

● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

出し手 → 公社

AAPC

公益社団法人 秋田県農業公社

シートの選択

● 作成書類

印刷部数

書類送付鑑	1 部	⇒各月の契約書類一式に対して、1 部
促進計画（案）	3 部	1 部 公社へ提出 1 部 本人控え
共通事項	3 部	
公社借入代金支払明細書	2 部	1 部 公社へ提出 1 部 本人控え
確認書	2 部	
組合員資格得喪通知書	1 部	
様式 7 号の 2	2 部	⇒契約年数15年以上（機構関連事業の実施農地）のみ
チェックリスト	1 部	⇒各月の契約書類一式に対して、1 部

●その他の添付書類

・不動産登記の現在事項証明書

・通帳の写し

・相続関係書類（相続登記未了の場合）

・印鑑登録証明書（相続登記未了の場合）

・戸籍の附票など（不動産登記と現住所が異なる場合）

・本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目 1 番 2 号

秋田県農業公社 農地集積第一課

電話：018-893-6223

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

（公社借入）

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋藤 了 様

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定により、農
用地利用集積等促進計画の案を提出します。
なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

1. 各筆明細

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

本人用

(令和 年 月 日 公告)

整 理 番 号			利用権の設定を受ける者（Ａ） （受け手）			住 所		秋田市山王四丁目 1 番 2 号			氏 名 又 称		公益社団法人 秋田県農業公社		
			利用権の設定をする者（Ｂ） （出し手）			郵便番号		010-0951	電話番号		018-893-6223		理 事 長 齋 藤 了		
						住 所									
			郵便番号			電話番号				氏 名 又 称		は 名 又 称			
利用権を設定する土地（Ｃ）：						設定する利用権の内容（Ｄ）				利用権を設定する土地の（Ｂ） 以外の権原者等（Ｆ）				土地改良 区名(G)	備考
所在			地目		面積 ㎡	利用権 の種類	利用 内容	借賃 (円/10a)	借賃 円	住所	氏名又は名称	権原の 種 類			
大字	字	地番	登記簿	現況											
合 計	田	筆	㎡							年借賃料 円	始期				
	畑	筆	㎡			筆					存続期間(終期)				
	その他	筆	㎡			㎡									
借賃の支払い方法						毎年12月10日まで貸貸人の指定口座へ振込む									

この計画に同意する。			
利用権の設定を受ける者	住所	(同上)	氏名又は名称 公益社団法人 秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了
利用権の設定をする者	住所	(同上)	氏名又は名称 (自署)
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所		氏名又は名称 (自署)

9

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- 利用権の設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。
- 借賃の増減額請求
利用権を設定する者（以下「甲」という。）、利用権の設定を受ける者（公益社団法人 秋田県農業公社 以下「乙」という。）及び乙から権利の設定を受ける者（以下「転借人」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂する。
- 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- 貸貸人の負担
甲は、乙が本計画を実行するにつき必要な諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担するものとし、この手数料は乙から甲へ支払われる初回の借賃から差引くことに同意する。ただし、借賃が5,000円に満たない場合は、甲の負担において、乙の指定する口座へ振込むものとする。
- 転貸
乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- 借賃の減額
ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲、乙及び転借人が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び転借人が協議して定める。
- 境界の明示
甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- 障害の除去等
甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- 修繕及び改良
ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。
また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。
また、乙が転借人に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、転借人が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。なお、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。
- 租税公課等の負担
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良法の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。

- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の解除
乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (14) 賃貸借又は使用貸借の終了
天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (15) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (16) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (17) 利用権取得者の責務
乙は、転借人に對し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (19) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

特記事項（公社借入）

1. 賃貸人の耕作面積（契約前）及び年令

区分	田	畑	計	採草放牧地	年 齢（歳）
自作地	m ²	m ²	m ²	m ²	
借入地					
貸付地					

※ 既存の貸付地を公社に貸付けする場合は、解約手続きが必要です。

2. 申出理由

() 離農	() 規模縮小	() 労働力不足	() 耕作不便	() 農地借換
() 経営転換	[() 畑作物	() 畜産等	() 果樹]	() 法人への参加
() 生産調整	() 資金調達	() その他 ()		

本人控え

3. 公社借入代金支払明細書

市町村名	公社への貸付け者氏名	代金受領の方法	
金融機関名	店舗名		
送金	金融機関コード・店舗コード		
口座の種類	口座番号		
先フリガナ			
口座名義人			
備考			

(1) 初回の振込額は、公社借入手数料5,000円を差し引いた額となります。(※ただし、初回の振込額が5,000円に満たない場合は所有者から公社借入手数料5,000円を振り込んでいただきます。)

4. その他権利関係等（1筆でも該当するものがあつたら「有」にして下さい）

差押等	抵当権等	所有権移転請求権 仮登記等	賦課金滞納	相続未定	耕作の放棄

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

◆ 提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画(案)	3部	公社用、認可先用、本人用 ※押印不要
☐ 公社借入代金支払明細書	1部	2部印刷。1部は本人控え。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 通帳のコピー	1部	どの金融機関でも可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 契約内容及び個人情報取扱の取扱い確認書	1部	2部印刷。1部は本人控え
☐ 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要
☐ 登記事項現在事項証明書	1部	不動産登記簿謄本

◆ その他必要書類 ※部数は1契約当たり

1 相続登記未了の場合(相続未登記農地)

書類名等	部数	備考
☐ 相続関係説明図	1部	
☐ 被相続人の戸籍全部事項証明書	1部	被相続人の出生～死亡までを確認できる戸籍謄本、改正原戸籍謄本など
☐ 同意した相続人(同意者)の同意書	1部	任意様式。実印を押印
☐ 契約者、同意者の戸籍全部事項証明書	1部	相続人の現在の戸籍謄本
☐ 同意者の印鑑登録証明書	1部	契約書類には、実印を使用

2 登記現在事項証明書の所有者住所と集積計画の住所が異なる場合

書類名等	部数	備考
☐ 転居、転出入を証明する書類	1部	住民票、戸籍の附票、戸籍の附票の除票、改正戸籍の附票など住所の確認できる書類

3 契約年数が15年以上(機構関連事業の受益地)の場合

書類名等	部数	備考
☐ 機構関連事業説明書(様式7号の2)	1部	2部印刷。1部は本人控え

◆ 書類提出前の確認事項

☐ 今回契約する農地は地域計画未策定(又は地域計画の区域外)ですか。

※ 地域計画の区域外の場合は、「区域内」用の様式を使用してください。

☐ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書類により、手数料の徴収や契約変更の必要性について説明しましたか。

☐ 契約者に対して確認書類により、手数料の徴収や契約変更の必要性について説明しましたか。

☐ 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。

☐ 相続登記未了の場合、戸籍謄本等の必要書類を添付し、相続関係が分かるようになっていますか。

☐ 登記現在事項証明書と集積計画で所有者住所が異なる場合、戸籍の附票等を添付していますか。

☐ 契約年数が15年以上(機構関連事業の受益地)の場合、説明書を添付していますか。

上記の内容について、確認しました。

令和	年	月	日	所属
				氏名(旧姓)

様式第7号

農地借入用紙(農用地利用集積等促進計画案)作成ファイル

● 情報の入力

● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン
シートの選択

AAPC 公益社団法人 秋田県農業公社

出し手 → 公社

作成書類	印刷部数
書類送付鑑	1部
促進計画(案)	3部
共通事項	3部
公社借入代金支払明細書	2部
確認書	2部
組合員資格得喪通知書	1部
様式7号の2	2部
チェックリスト	1部

地域計画の区域内

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 公社へ提出
1部 本人控え

1部 公社へ提出
1部 本人控え

⇒契約年数15年以上(機構関連事業の実施農地)のみ

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 公社へ提出
1部 本人控え

● その他の添付書類

- ・ 不動産登記の現在事項証明書
 - ・ 通帳の写し
 - ・ 相続関係書類(相続登記未了の場合)
 - ・ 印鑑登録証明書(相続登記未了の場合)
 - ・ 戸籍の附票など(不動産登記と現住所が異なる場合)
- ・ 本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号
秋田県農業公社 農地集積第一課
電話: 018-893-6223

2. 共通事項
- この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 利用権の設定
- 1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、本計画の公告により設定される。
- (2) 借賃の増減額請求
- 利用権を設定する者（以下「甲」という。）、利用権の設定を受ける者（公益社団法人 秋田県農業公社 以下「乙」という。）及び乙から権利の設定を受ける者（以下「転借人」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (3) 借賃の改訂
- 本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び転借人が協議して定める額に改訂する。
- (4) 借賃の支払猶予
- 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までの支払を猶予する。
- (5) 賃貸人の負担
- 甲は、乙が本計画を実行するにつき必要な諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担するものとし、この手数料は乙から甲へ支払われる初回の借賃から差引くことに同意する。ただし、借賃が5,000円に満たない場合は、甲の負担において、乙の指定する口座へ振込むものとする。
- (6) 転賃
- 乙は当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転賃して当該転借人に使用及び収益させることができる。
- (7) 借賃の減額
- ア 利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲、乙及び転借人が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。
- イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、乙又は転借人の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び転借人が協議して定める。
- (8) 境界の明示
- 甲は、当該土地に設定する利用権の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。
- (9) 障害の除去等
- 甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (10) 修繕及び改良
- ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (11) 附属物の設置等
- ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。
- また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
- イ 転借人が当該土地に附属物の設置を行うことについて、乙が同意しようとする場合には、乙は事前に設置について甲の同意を得る。
- また、乙が転借人に対して附属物の設置の同意をする旨の通知を行う場合には、転借人が附属物の設置を行うことについて甲も同意していることを通知するものとする。なお、転借人が甲及び乙の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、転借人は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
- ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び転借人は収去の義務を負わない。この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。
- (12) 租税公課等の負担
- ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、転借人が負担する。
- エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、転借人が負担する。

21

- (13) 賃貸借又は使用貸借の解除
- 乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成25年法律第101号）第20条第1号又は第2号に該当するときは、知事の承認を受けて、利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (14) 賃貸借又は使用貸借の終了
- 天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (15) 目的物の返還
- 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（11）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (16) 利用権に関する事項の変更の禁止
- 甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (17) 利用権取得者の責務
- 乙は、転借人に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (18) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
- 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (19) その他
- 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、転借人及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する 支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

特記事項（公社借入）

1. 賃貸人の耕作面積（契約前）及び年令

区分	田	畑	計	採草放牧地	年 齢（歳）
	m ²	m ²	m ²	m ²	
自作地					
借入地					
貸付地					

※ 既存の貸付地を公社に貸付けける場合は、解約手続きが必要です。

2. 申出理由

() 離農	() 規模縮小	() 労働力不足	() 耕作不便	() 農地借換
() 経営転換	[() 畑作物	() 畜産等	() 果樹]	() 法人への参加
() 生産調整	() 資金調達	() その他 (		)

1 契約内容について

○中間管理事業について

秋田県農地中間管理機構（秋田県農業公社）は、各筆明細に記載の農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理権を取得します。

当該農地は、同法に基づき耕作者に転貸しますが、転貸先（耕作者）の決定にあたっては、機構に一任となります（事前に所有者の意向を確認した上で、公益社団法人秋田県農業公社 農地中間管理事業規程に定める貸付先決定ルールに基づき、決定します）。

○契約手数料について

契約初年度のみ1契約あたり5千円を徴収します。

〔 賃借料5千円以上：初回の賃借料から手数料分を差し引いて振り込みます
賃借料5千円未満：納入通知書を発行しますので、入金をお願いします 〕

○賃借料の精算について

毎年12月10日（休業日の場合には前営業日）に指定の口座に振り込みます。

○契約内容の変更について

契約内容（名義、住所、電話番号、口座等）に変更が生じた場合は、必ず秋田県農業公社又は、手続を行った市町村業務委託先（市町村農政主務課、農業委員会、JA等）に御連絡ください。

特に、契約者が死亡した場合、手続が行われなければ賃借料の振り込みができませんので、御注意ください。

2 個人情報情報の取扱いについて

秋田県農業公社が取得した個人情報、個人情報情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理し、農地中間管理事業及び本事業に関連し、国や県等が実施する各種事業に利用します。

なお、当該事業実施のため、次の関係機関に必要最小限度内において当該個人情報を提供する場合がありますが、提供先の関係機関にも同様の取扱いを求めます。

関係機関	国、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農業再生協議会、農業協同組合中央会、農業会議、農業経営基盤強化資金（スーパール資金）等の融資機関、土地改良区 等
------	---

この「契約内容及び個人情報情報の取扱い確認書」の記載内容について、同意します。

令和 年 月 日 住所

（自署）氏名

3. 公社借入代金支払明細書

市町村名		公社への貸付け者氏名		代金受領の方法	
送金先	金融機関名		店舗名		
	金融機関コード・店舗コード			—	
	口座の種類		口座番号		
	フリガナ				
	口座名義人				
備考					

（1）初回の振込額は、公社借入手数料5,000円を差し引いた額となります。（※ただし、初回の振込額が5,000円に満たない場合は所有者から公社借入手数料5,000円を振り込んでいただきます。）

4. その他権利関係等（1筆でも該当するものがあつたら「有」にして下さい）

差押等	抵当権等	所有権移転請求権 仮登記等	賦課金滞納	相続未定	耕作の放棄

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、
土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

土地改良区 理事長 様

資格喪失者(現資格者)

姓名	住所
...	...

電話番
生年月日

電話番号 生年 月 日

資格取得者(新資格者)

住所

氏 名 理 事 長 齋 藤 了
公益社団法人秋田県農業公社

氏名	電話番号
山田 太郎	03-1234-5678
田中 花子	03-2345-6789
佐藤 一郎	03-3456-7890
鈴木 美咲	03-4567-8901
高橋 健太	03-5678-9012
中村 由美	03-6789-0123
小林 大輔	03-7890-1234
渡辺 真子	03-8901-2345
森田 隆夫	03-9012-3456
水野 恵子	03-0123-4567
山口 修一	03-1234-5678
松本 千代	03-2345-6789
伊藤 浩二	03-3456-7890
山崎 雅子	03-4567-8901
村上 信吾	03-5678-9012
石川 美穂	03-6789-0123
木村 大志	03-7890-1234
斎藤 真理	03-8901-2345
高木 健一	03-9012-3456
中野 恵子	03-0123-4567
小川 隆夫	03-1234-5678
森田 千代	03-2345-6789
水野 浩二	03-3456-7890
山口 雅子	03-4567-8901
松本 信吾	03-5678-9012
伊藤 美穂	03-6789-0123
山崎 大志	03-7890-1234
村上 真理	03-8901-2345
石川 健一	03-9012-3456
木村 恵子	03-0123-4567
斎藤 隆夫	03-1234-5678
高木 千代	03-2345-6789
中野 浩二	03-3456-7890
小川 雅子	03-4567-8901
森田 信吾	03-5678-9012
水野 美穂	03-6789-0123
山口 大志	03-7890-1234
松本 真理	03-8901-2345
伊藤 健一	03-9012-3456
山崎 恵子	03-0123-4567
村上 隆夫	03-1234-5678
石川 千代	03-2345-6789
木村 浩二	03-3456-7890
斎藤 雅子	03-4567-8901
高木 信吾	03-5678-9012
中野 美穂	03-6789-0123
小川 大志	03-7890-1234
森田 真理	03-8901-2345
水野 健一	03-9012-3456
山口 恵子	03-0123-4567
松本 隆夫	03-1234-5678
伊藤 千代	03-2345-6789
山崎 浩二	03-3456-7890
村上 雅子	03-4567-8901
石川 信吾	03-5678-9012
木村 美穂	03-6789-0123
斎藤 大志	03-7890-1234
高木 真理	03-8901-2345
中野 健一	03-9012-3456
小川 恵子	03-0123-4567
森田 隆夫	03-1234-5678
水野 千代	03-2345-6789
山口 浩二	03-3456-7890
松本 雅子	03-4567-8901
伊藤 信吾	03-5678-9012
山崎 美穂	03-6789-0123
村上 大志	03-7890-1234
石川 真理	03-8901-2345
木村 健一	03-9012-3456
斎藤 恵子	03-0123-4567
高木 隆夫	03-1234-5678
中野 千代	03-2345-6789
小川 浩二	03-3456-7890
森田 雅子	03-4567-8901
水野 信吾	03-5678-9012
山口 美穂	03-6789-0123
松本 大志	03-7890-1234
伊藤 真理	03-8901-2345
山崎 健一	03-9012-3456
村上 恵子	03-0123-4567
石川 隆夫	03-1234-5678
木村 千代	03-2345-6789
斎藤 浩二	03-3456-7890
高木 雅子	03-4567-8901
中野 信吾	03-5678-9012
小川 美穂	03-6789-0123
森田 大志	03-7890-1234
水野 真理	03-8901-2345
山口 健一	03-9012-3456
松本 恵子	03-0123-4567
伊藤 隆夫	03-1234-5678
山崎 千代	03-2345-6789
村上 浩二	03-3456-7890
石川 雅子	03-4567-8901
木村 信吾	03-5678-9012
斎藤 美穂	03-6789-0123
高木 大志	03-7890-1234
中野 真理	03-8901-2345
小川 健一	03-9012-3456
森田 恵子	03-0123-4567
水野 隆夫	03-1234-5678
山口 千代	03-2345-6789
松本 浩二	03-3456-7890
伊藤 雅子	03-4567-8901
山崎 信吾	03-5678-9012
村上 美穂	03-6789-0123
石川 大志	03-7890-1234
木村 真理	03-8901-2345
斎藤 健一	03-9012-3456
高木 恵子	03-0123-4567
中野 隆夫	03-1234-5678
小川 千代	03-2345-6789
森田 浩二	03-3456-7890
水野 雅子	03-4

電話番	号
018-893-6223	3

福

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
經常賦課金		
維持管理賦課金		
事業償還賦課金		

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

決	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)
裁					

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

印付取

1	
2	
3	
4	
5	

組合員資格得喪通知書

下記のとおりの土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

土地改良区理事長様

資格喪失者(現資格者)

姓名	住所
...	...

電話番	号
生年	月

資格取得者(新資格者)

住所

氏 名 理 事 長 齋 藤 了
公益社団法人秋田県農業公社

氏名	番号
電話	番話

電話番号 018-893-6223

品

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)
決				
裁				

受付印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	公社用、認可先用、本人用 ※押印不要
☐ 公社借入代金支払細書	1部	2部印刷。1部は本人控え。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 通帳のコピー	1部	どの金融機関でも可。過去に機構と契約してお同一口座を使用する場合不要
☐ 契約内容及び個人情報取扱い確認書	1部	2部印刷。1部は本人控え
☐ 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要
☐ 登記事項現在事項証明書	1部	不動産登記簿謄本

◆その他必要書類 ※部数は1契約当たり

1 相統登記未了の場合（相統未登記農地）

書類名等	部数	備考
☐ 相統関係説明図	1部	
☐ 被相続人の戸籍全部事項証明書	1部	被相続人の出生～死亡まですを確認できる戸籍謄本、改正原戸籍謄本など
☐ 同意した相続人（同意者）の同意書	1部	任意様式。実印を押印
☐ 契約者、同意者の戸籍全部事項証明書	1部	相続人の現在の戸籍謄本
☐ 同意者の印鑑登録証明書	1部	契約書類には、実印を使用

2 登記現在事項証明書の所有者住所と集積計画の住所が異なる場合

書類名等	部数	備考
☐ 転居、転出入を証明する書類	1部	住民票、戸籍の附票、戸籍の附票の除票、改正戸籍の附票など住所の確認できる書類

3 契約年数が15年以上（機構関連事業の受益地）の場合

書類名等	部数	備考
☐ 機構関連事業説明書（様式7号の2）	1部	2部印刷。1部は本人控え

◆書類提出前の確認事項

☐ 今回契約する農地は地域計画の区域内ですか。

※ 地域計画未策定（又は地域計画の区域外）の場合は、「区域外」用の様式を使用してください

☐ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。

☐ 契約者に対して確認書により、手数料の徴収や契約変更の必要性について説明しましたか。

☐ 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。

☐ 相統登記未了の場合、戸籍謄本等の必要書類を添付し、相続関係が分かるようになっていますか。

☐ 登記現在事項証明書と集積計画で所有者住所が異なる場合、戸籍の附票等を添付していますか。

☐ 契約年数が15年以上（機構関連事業の受益地）の場合、説明書を添付していますか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日	所属 _____
	氏名（自署） _____

(様式7号の2)

(農用地等の所有者向け)
※機構が15年以上借り受ける場合
(2部作成、機構・出し手双方保管)

機構関連事業について

○ 機構関連事業について

機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

○ 機構関連事業の内容について

(機構チェック欄)

☐ 機構関連事業の対象となる農用地等は、秋田県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。

☐ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備(これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。

☐ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

○ 留意事項について

(機構チェック欄)

☐ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件を満たす場合に限り可能です。

☐ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。

なお、本説明をもって、機構関連事業の実施について同意を求めめるものではありません。

秋田県農地中間管理機構 御中

令和 年 月 日

○説明者

秋田県農地中間管理機構
(業務受託機関)

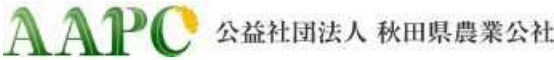
上記内容について説明を受けました。

○所有者

氏 名(自署)

● 情報の入力

公社 → 受け手



● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択

● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1 部
促進計画（案）	3 部
促進計画（案）添付書類	3 部
共通事項	3 部
様式第8号の2	1 部
承諾書	1 部
振替依頼書	2 部
振替届出書	1 部
組合員資格得喪通知	1 部
チェックリスト	1 部

⇒各月の契約書類一式に対して、1 部

1部 農協窓口へ提出
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1 部

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

●その他の添付書類

- ・定款の写し（法人の場合）
- ・農業委員会へ意見聴取した結果（市町村が案を提出する場合。農業委員会からの要請の場合は不要。）
- ・本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号
秋田県農業公社 農地集積第一課
電話：018-893-6223
chukankanri@ak-agri.or.jp

（公社貸付）

令和 0 年 0 月 0 日

長

公益社団法人 秋田県農業公社

理事 長 齋 藤 了 様

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案を提出します。

なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

この計画に同意する。			
利用権の設定を受ける者	住所	(同上)	氏名又は名称 (自署)
利用権の設定をする者	住所	(同上)	氏名又は名称 公益社団法人 秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者	住所	(同上)	氏名又は名称 (同上)

- (12) 賃貸借又は使用貸借の解除
 - 甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 - ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
 - イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
 - ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
 - エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
 - オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の終了
 - 当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
 - 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 - 甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
 - ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 - イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 - 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
 - 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画を未策定又は 地域計画の区域外

借受希望農家情報

借受希望者

氏名

氏名

農業者種別

農業者種別

認定農業者

認定農業者

農地所有適格法人

農地所有適格法人

基本構想水準到達者

基本構想水準到達者

認定就農者

認定就農者

地域計画

未掲載

地域計画

未掲載

農地中間管理事業規程による確認事項

(貸付先決定ルール)

確認事項

農家経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圖の解消に資するものである。

既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものである。

新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである。

地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものである。

順位

1

※該当事項に○を記入。

34

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

本人用

整理番号		氏名又は名称		年齢	歳	農作業従事日数	日					
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A)	㎡	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B)	㎡	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)		
					世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		種 類	数 量	種 類	数 量	
農 地		農 地		男	人	農業専従者		人日	乳用牛		トラクター	
採 草 放牧地							主として農業に従事する者		人 (人)	肉用牛		田植機
				農業補助者	従として農業に従事する者					人 (人)	繁殖豚	
女	人	肥育豚				乾燥機						
その他		採 草 放牧地						鶏		収摺機		
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況								

(農地所有適格法人) 【添付書類】

本人用

整理番号		農地所有適格法人の名称	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)						雇用労働力 (年間延日数)	人日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	㎡	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)	㎡	事業の種類			賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)				
				農 畜 産 物 名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容						
				現在	現在	現在						
				権利取得後 取得1	権利取得後 取得2	権利取得後 取得3						
農 地		農 地		事業の実施状況及び事業計画 (円)			種 類	数 量	種 類	数 量		
採 草 放牧地				農業		左記以外の事業	/	乳用牛		トラクター		
				3年前		3年前			肉用牛		田植機	
その他		採 草 放牧地		2年前		2年前			繁殖豚		コンバイン	
				1年前		1年前			肥育豚		乾燥機	
				初年度		初年度			鶏		収摺機	
				2年目		2年目						
				3年目		3年目						
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)								
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏 名	役職名	住 所	年間農業従事日数		
		権利の種類	面積 ㎡	前年実績	見込み					前年実績	見込み	前年実績
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況								

整理番号		法人の名称							雇用労働力 (年間延日数)	人日				
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人の生産物 (C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)					賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)		
					氏名	役職名	住所	年間農業従事日数						
前 実	年 績	見込み												
農地		農地							種 類	数 量	種 類	数 量		
採草放牧地														乳用牛
その他		採草放牧地									肉用牛		田植機	
												繁殖豚		コンバイン
											肥育豚		乾燥機	
											鶏		収摺機	
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響						地域との役割分担の状況								

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社 御中

振替支払先 貯金者 および 契約者	振替支払先	公益社団法人 秋田県農業公社	料金等の種類	賃借料等
	住所 フリガナ 氏名	電話番号		金融機関への 届出印
				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	店舗名			
金融機関コード・店舗コード		-		
指定口座	預金種目	口座番号		
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)	振替開始	令和	年

秋田県農業公社使用欄		確認印		備考	
		農業協同組合使用欄			
		確認日	令和	年	日

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画を未決定
又は
地域計画の区域外

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	公社用、認可先用、本人用 ※押印不要
☐ 添付書類	3部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人 以外の法人用のいずれか
☐ 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	
☐ 承諾書	1部	1筆でも抵当権が設定されていなければならない
☐ 貯金口座振替依頼書	1部	2部印刷。1部は「A」に提出。過去に機構と契約 しており同一口座を使用する場合不要
☐ 貯金口座振替に関する届出書	1部	「A」の確認印を押印した上、提出。過去に機構と 契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 通帳のコピー	1部	金融機関は「A」のみ可。過去に機構と契約してお り同一口座を使用する場合不要
☐ 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

◆その他必要書類

書類名等	部数	備考
法人の場合		
☐ 定款のコピー	1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更が なければ、添付省略可能。その場合は、各事項の 備考欄に「定款変更なし」と記入

市町村が促進計画（案）を提出する場合

書類名等	部数	備考
☐ 農業委員会へ意見聴取した結果	1部	市町村が計画（案）を提出する場合のみ。 農業委員会からの要請による場合は不要。

◆書類提出前の確認事項

- ☐ 今回契約する農地は地域計画未決定（又は地域計画の区域外）ですか。
※ 地域計画の区域内の場合は、「区域内」用の様式を使用してください。
- ☐ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- ☐ 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。
- ☐ 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など）
- ☐ 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
- ☐ 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- ☐ 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。
- ☐ 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。			
令和	年	月	日
所属			_____
氏名（自署）			_____

様式第8号の1

農地貸付用紙（農用地利用集積等促進計画案）作成ファイル

● 情報の入力

公社 → 受け手

AAPC 公益社団法人 秋田県農業公社

● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択 ▼

● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1部
促進計画（案）	3部
促進計画（案）添付書類	3部
共通事項	3部
認可要件チェックリスト	1部
様式第8号の2	1部
承諾書	1部
振替依頼書	2部
振替届出書	1部
組合員資格得喪通知	1部
チェックリスト	1部

地域計画の
区域内

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

農業委員会が認可要件
チェックリストを提出
した場合は省略可能

1部 農協窓口へ提出
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

● その他の添付書類

- 定款の写し（法人の場合）
 - 農業委員会へ意見聴取した結果（市町村が案を提出する場合）
 - 市町村の意見（農業委員会からの要請の場合）
- ・本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号
秋田県農業公社 農地集積第一課
電話：018-893-6223
chukankanri@ak-agri.or.jp

令和00年00月00日

公益社団法人 秋田県農業公社

樣了藤齋長事理

呖

農用地利用集積等促進計画(案)の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農地利用集積等促進計画の案を提出します。

なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

本人用

利用権設定関係

1. 各筆明細

地域計画の
区域内

(令和 年 月 日 公告)

[illegible]

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所 (同上)

氏名又は名称 (自署)

利用権の設定をする者

住所 (同上)

氏名又は名称 公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了

利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する土地につき所有権その他の使用収益権を有する者

住所 (同上)

氏名又は名称 (同上)

2. 共通事項
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の増減額請求
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (5) 賃借人の負担
乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落とすものとする。
- (6) 借賃の延滞金
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
- (7) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (8) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
- (9) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (10) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- (11) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

47

- (12) 賃貸借又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の終了
当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画の区域内

借受希望農家情報		借受希望者					
		氏名		氏名			
		農業者種別		農業者種別			
		認定農業者		認定農業者			
		農地所有適格法人		農地所有適格法人			
		基本構想水準到達者		基本構想水準到達者			
		認定就農者		認定就農者			
地域計画		掲載・未掲載		地域計画		掲載・未掲載	
確認事項	農業を担う者として目標地図に位置付けられた者である。						
例外規定 (上記の確認事項に該当しない場合、右記のいずれかを満たす必要があります)	農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれる。						
	不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける。						
	農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る）。						
順位				1			

※該当事項に○を記入
※「確認事項」に該当しない場合は、例外規定のうち、いずれかを満たす必要があります。

本人用

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

整理番号		氏名又は名称		年齢	歳	農作業従事日数	日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)	賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)		
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		種 類	数 量	種 類	数 量
農 地		農 地		男	人	農業専従者 (人)	乳用牛		トラクター	
採 草 放牧地							肉用牛		田植機	
その他		採 草 放牧地	女	人	農業補助者	主として農業に従事する者 (人)	繁殖豚		コンバイン	
						従として農業に従事する者 (人)	肥育豚		乾燥機	
							鶏		稲摺機	
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響			地域との役割分担の状況							

(農地所有適格法人) 【添付書類】

本人用

整理番号		農地所有適格法人の名称				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)				雇用労働力 (年間延日数)	人日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡		事業の種類						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)		
				農畜産物名	関連事業等の内容		左記以外の事業の内容						
				現在	現在	現在							
				権利取得後	権利取得後	権利取得後							
農地		農地		事業の実施状況及び事業計画 (円)						種類	数量	種類	数量
採草放牧地	農業			左記以外の事業			乳用牛		トラクター				
	3年前				3年前			肉用牛		田植機			
	2年前				2年前			繁殖豚		コンバイン			
1年前		1年前		肥育豚			乾燥機						
初年度		初年度		鶏			収摺機						
2年目		2年目											
3年目		3年目											
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数			
		権利の種類	面積 ㎡	前年実績	見込み					前年実績	見込み	前年実績	見込み
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響						地域との役割分担の状況							

(農地所有適格法人以外の法人)

本人用

【添付書類】

整理番号		法人の名称				賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)				雇用労働力 (年間延日数)	人日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人の主な生産作物 (C)	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)			
								前年実績	見込み					
農地		農地								種類	数量	種類	数量	
採草放牧地										乳用牛		トラクター		
										肉用牛		田植機		
								繁殖豚		コンバイン				
その他	採草放牧地										肥育豚		乾燥機	
									鶏		収摺機			
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響						地域との役割分担の状況								

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

上記の者について農地所有適格法人の該当状況	○
-----------------------	---

(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第5項)		該当 状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第5項)		該当 状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第2号ロ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

振替支払先	公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒	電話番号	金融機関への 届出印
	フリガナ			
	氏 名			

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	店舗名			
金融機関コード・店舗コード				
指定口座	預金種目	口座番号	-	
振替日	毎年 11 月 20 日 (休日の場合は翌営業日)	振替開始	令和	年

秋田県農業公社使用欄		農業協同組合使用欄		確認印		備 考	
				確認日	令和	年	月 日

(農地所有適格法人以外の法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)		(確認者)	
(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第5項)		該当 状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養 畜の事業に供すべき農用地の全てを 効率的に利用して耕作又は養畜の事 業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける 者の経営農地は全て耕作されており、 保有する機械、農作業に従事する者 の状況等からみて、耕作の事業に供 すべき農地の全てを効率的に利用し て耕作事業を行うと見込まれる。
第3号イ	権利設定等を受ける者が地域の農業 における他の農業者との適切な役割 分担の下に継続的かつ安定的に農業 経営を行うと見込まれる	○	道路、水路、ため池等の共同利用施 設の取り決めに遵守すると見込まれ る。
第3号ロ	権利設定等を受ける法人の業務執行 役員等のうち1人以上の者がその法 人の行う耕作又は養畜の事業に常時 従事すると認められる	○	業務執行役員等が、賃借権・使用貸 借権の設定を受ける法人の行う耕作 の事業に常時従事すると見込まれ る。

(注1) 「該当状況」 には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」 には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒	電話番号		金融機関への 届出印
	フリガナ				
	氏 名				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしますので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	店舗名					
金融機関コード・店舗コード						—
指定口座	預金種目	口座番号				
振替日	毎年 11 月 20 日	(休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 年	

記

- 1．私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
- 2．私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に對し不足しないよう必要な措置を講じます。
- 3．貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
- 4．本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

承 諾 書

今般、公益社団法人秋田県農業公社と土地賃貸借契約をした下記土地の一部又は全部に抵当権等が設定されていますが、競売等の申し立てにより、裁判所から農業委員会に照会書が送付された場合、下記事項に同意することを確約します。

記

- 1．公社との協議に誠意を持って応じること。
- 2．協議の結果、解約せざるを得ない事態となった場合、異議無く解約に応じること。

公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

令和 年 月 日

住所
転借人 氏名 (自署)

土地の表示：

所 在		地 目		面 積 ㎡
大字	字	地番	登記簿 現況	
				筆 田 _____㎡
				筆 畑 _____㎡
				筆 その他 _____㎡
				筆 計 _____㎡

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和	年	月	日
土地改良区 理事長 様			
資格喪失者（現資格者）			
組合員番号		住所	
（ ）		秋田市山王四丁目1-2	
氏名		公益社団法人秋田県農業公社	
齋藤 了		理事長	
電話番号		018-893-6223	
資格取得者（新資格者）			
組合員番号		住所	
（ ）		氏名	
電話番号		生年 月 日	
生年 月 日		年 月 日	

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
経常賦課金		
維持管理賦課金		
事業償還賦課金		

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

関係帳簿更正済印	
賦課金システム取組金徴収補助簿	

理事	理事	担当	理事	事務局長	係(係員)
決					
裁					

受 付 印

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和	年	月	日
土地改良区 理事長 様			
資格喪失者 (現資格者)			
組合員番号		住 所	
()		秋田市山王四丁目1-2	
組合員番号		氏 名	
()		公益社団法人秋田県農業公社 理事長 齋 藤 了	
組合員番号		電 話 番 号	
()		0 1 8 - 8 9 3 - 6 2 2 3	
資格取得者 (新資格者)			
組合員番号		住 所	
()		氏 名	
組合員番号		電 話 番 号	
()		生 年 月 日	
		年 月 日	

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)

受 付 印	関係帳簿更正済印	
	賦課金システム	賦課金徴収補助簿

● 情報の入力

公社 → 受け手

● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択

● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1部
促進計画（案）	3部
促進計画（案）添付書類	3部
共通事項	3部
様式第8号の2	1部
承諾書	1部
振替依頼書	2部
振替届出書	1部
組合員資格得喪通知	1部
チェックリスト	1部

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 農協窓口へ提出
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

● その他の添付書類

- ・ 定款の写し（法人の場合）
- ・ 農業委員会へ意見聴取した結果（市町村が案を提出する場合。農業委員会からの要請の場合は不要。）
- ・ 本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】
秋田県秋田市山王四丁目1番2号
秋田県農業公社 農地集積第一課
電話：018-893-6223
chukankanri@ak-agri.or.jp

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

地域計画の
区域内

◆ 提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	公社用、認可先用、本人用 ※押印不要
☐ 添付書類	3部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか。
☐ 農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト	1部	貸付権の設定等を受ける者が「地域計画に位置づけられた農業を担う者」であり、かつ、農業委員会が認可要件チェックリストを提出した場合は、「添付書類」の省略が可能。個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれかを提出。
☐ 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	
☐ 承諾書	1部	1筆でも抵当権が設定されれば必要
☐ 貯金口座振替依頼書	1部	2部印刷。1部はJAに提出。過去に機轉と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 貯金口座振替に関する届出書	1部	JAの確認印を押印した上、届出。過去に機轉と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 通帳のコピー	1部	金融機関はJAのみ可。過去に機轉と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

◆ その他の必要書類

法人の場合

書類名等	部数	備考
☐ 定款のコピー	1部	過去に機轉と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆明細の備考欄に「定款変更なし」と記入

市町村が促進計画（案）を提出する場合

書類名等	部数	備考
☐ 農業委員会へ意見聴取した結果	1部	市町村が計画（案）を提出する場合のみ。農業委員会からの要請による場合は不要。

農業委員会からの要請による場合

書類名等	部数	備考
☐ 市町村の意見	1部	農業委員会からの要請による場合のみ。市町村が計画（案）を提出する場合は不要。

◆ 書類提出前の確認事項

- 今回契約する農地は地域計画の区域内ですか。
- ※ 地域計画未策定（又は地域計画の区域外）の場合は、「区域外」用の様式を使用してください。
- 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- 契約者に対して、手数料の徴収や資料精算時期等について説明しましたか。
- 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など）
- 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
- 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。
- 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能が確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所属 _____
氏名（自署） _____

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 藤 了 様

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農
用地利用集積等促進計画の案を提出します。
なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

農用地利用集積等促進計画(再配分)

第1 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係
1. 各筆明細

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

市町村控え用

整理番号		権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所（A）		(氏名又は名称)		(住所) 〒 (電話)						
権利を設定する土地（B）							設定する権利（C）				土地改良区名(D)	備考
所在				地目		面積 ㎡	種類	内容	借賃 (円/10a)	借賃 円		
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況							
						</						

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所

(同上)

氏名又は名称（自署）

2. 共通事項
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1 の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利設定
1 の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の増減額請求
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）、甲及び乙は、当該土地の1 の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (5) 賃借人の負担
乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1 契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落とすものとする。
- (6) 借賃の延滞金
甲は、乙が借賃を1 の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
- (7) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (8) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
- (9) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (10) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- (11) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

65

- (12) 賃貸借又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の終了
当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画を未策定 又は 地域計画の区域外

借受希望農家情報		借受希望者					
		氏名		氏名			
		農業者種別		農業者種別			
		認定農業者		認定農業者			
		農地所有適格法人		農地所有適格法人			
		基本構想水準到達者		基本構想水準到達者			
		認定就農者		認定就農者			
地域計画		未掲載		地域計画		未掲載	
確認事項	農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圖の解消に資するものである。						
	既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものである。						
	新規参入者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである。						
	地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものである。						
順位				1			

※該当事項に○を記入。

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

市町村控え用

整理番号		氏名又は名称					年齢	29 歳	農作業従事日数		日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)				雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)		
				世帯員		農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)			種 類	数 量	種 類	数 量	
農 地		農 地		男	人	農業専従者		人 (人)	人 日	乳用牛		トラクター	
採 草										肉用牛		田植機	
放牧地		採 草		女	人	農業補助者	主として農業に従事する者	人 (人)		繁殖豚		コンバイン	
その他		放牧地					従として農業に従事する者	人 (人)		肥育豚		乾燥機	
									鶏		収播機		
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響					地域との役割分担の状況								

(農地所有適格法人)【添付書類】

市町村控え用

整理番号		農地所有適格法人の名称				雇用労働力 (年間延日数)				人日				
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)								賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)		
			事業の種類											
			農畜産物名	関連事業等の内容		左記以外の事業の内容								
			現在	現在		現在								
			権利取得後	権利取得後		権利取得後								
農地		農地		事業の実施状況及び事業計画 (円)						種類	数量	種類	数量	
採草放牧地				農業		左記以外の事業					乳用牛		トラクター	
				3年前		3年前		肉用牛			田植機			
				2年前		2年前		繁殖豚			コンバイン			
		1年前		1年前		肥育豚		乾燥機						
その他		初年度		初年度		鶏		収摺機						
		2年目		2年目										
		3年目		3年目										
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)								
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数				
		権利の種類	面積 ㎡	前年実績	見込み					前年実績	見込み	前年実績	見込み	
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況										

(農地所有適格法人以外の法人)

市町村控え用

【添付書類】

整理番号		法人の名称				雇用労働力 (年間延日数)				人日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 (C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)		
				氏名	役職名	住所	年間農業従事日数						
								前年実績	見込み				
農地		農地								種類	数量	種類	数量
採草放牧地										乳用牛		トラクター	
										肉用牛		田植機	
										繁殖豚		コンバイン	
その他		採草放牧地								肥育豚		乾燥機	
										鶏		収摺機	
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況									

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等	
貯金者 および 契約者	住 所	〒	電話番号			金融機関への 届出印
	フリガナ				金融機関への 届出印	
	氏 名					

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしますので、下記事項を確認のうえ依頼します。

農協名	店舗名					
金融機関コード・店舗コード			-			
指定口座	預金種目	口座番号				
振替日	毎年 11 月 20 日	(休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 年	

記

- 1．私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
- 2．私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
- 3．貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
- 4．本取扱に関して万 一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等	
貯金者 および 契約者	住 所	〒	電話番号			金融機関への 届出印
	フリガナ				金融機関への 届出印	
	氏 名					

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	店舗名					
金融機関コード・店舗コード			-			
指定口座	預金種目	口座番号				
振替日	毎年 11 月 20 日	(休日の場合は翌営業日)		振替開始	令和 年	

秋田県農業公社使用欄		農業協同組合使用欄		備 考	
		確認日		令和 年 月 日	

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

土地改良区 理事長 様

資格喪失者(現資格者)

住 所 秋田市山王四丁目1-2

公益社団法人秋田県農業公社

藤齋理事名氏

資格取得者(新資格者)

組員番号

電話番號

生年 月 日 年 月 日

品

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

理事	長	副理事	長	担当理事	事務局	長	係(保員)
----	---	-----	---	------	-----	---	-------

大	裁			
---	---	--	--	--

取付印

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

書
諾
承

今般、公益社団法人秋田県農業公社と土地賃貸借契約をした下記土地の一部又は全部に抵当権等が設定されていますが、競売等の申し立てにより、裁判所から農業委員会に照会書が送付された場合、下記事項に同意することを確約します。

1. 公社との協議に誠意を持って応じること。
2. 協議の結果、解約せざるを得ない事態となった場合、異議無く解約に応じること。

公益社団法人 秋田県農業公社

藤齋長事理下様

令和 年 月 日

轉借人

住所
氏名(自署)

土地の表示：

[illegible]

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画（案）	3 部	認可先用、公社用、本人用
☐ 添付書類	3 部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか
☐ 貸付に係る確認書（様式第 8 号の 2）	1 部	
☐ 承諾書	1 部	1 筆でも抵当権が設定されれば必要
☐ 貯金口座振替依頼書	1 部	2 部印刷。1 部は J A に提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 貯金口座振替に関する届出書	1 部	J A の確認印を押印した上、提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 通帳のコピー	1 部	金融機関は J A のみ可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 組合員資格喪失通知書	1 部	土地改良区の受益地は必要

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

◆その他必要書類

法人の場合

☐ 定款のコピー	書類名等	部数	備考
		1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆明細の備考欄に「定款変更なし」と記入

市町村が促進計画(案)を提出する場合

書類名等	部数	備考
☐ 農業委員会へ意見聴取した結果	1部	市町村が計画（案）を提出する場合のみ。 農業委員会からの要請による場合は不要。

◆書類提出前の確認事項

☐ 今回契約する農地は地域計画の区域外(未策定も含む)ですか。

☐ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。

□ 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。

[illegible]

同
ナ
ミ
サ
カ
ノ
野
一
方

ナ
ミ
サ
カ
ノ
野
中
心
に
在
る
大
石
の
上
に
立
て
居
る
人
の
姿
が
見
え
る
。

[illegible]

□ 工部政長區賦株亞寺の負恒區力を田しす、又い十に惟認し、

□ 辰来石種別（認定辰来石寺）寺について、備えなく記載しました。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所属 _____ 氏名 (目書) _____

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

土地改良区 理事長 様

資格喪失者(現資格者)

住 所 秋田市山王四丁目1-2

吹糴嘔仁暴

電話番号 018-893-6223

資格取得者(新資格者)

吟
番
嘖
合
里

$$(\quad)$$

生年 月 日 年 月 日

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

試課種別	耕作者支払	所有者支払
経常試課金		
維持管理試課金		
事業償還試課金		

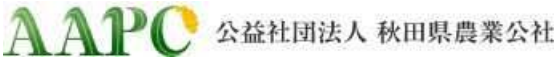
←どちらかに「○」を記入
←どちらかに「○」を記入
←どちらかに「○」を記入

日

決	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)
裁					
					関係帳簿更正済印
					賦課金徴収補助簿

● 情報の入力

公社 → 受け手



● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択

● 作成枚数

	印刷部数	
書類送付鑑	1 部	⇒各月の契約書類一式に対して、1 部
促進計画（案）	3 部	
促進計画（案）添付書類	3 部	↑ 農業委員会が認可要件 チェックリストを提出 した場合は省略可能
共通事項	3 部	
認可要件チェックリスト	1 部	
様式第8号の2	1 部	
承諾書	1 部	↑ 1部 農協窓口へ提出 1部 公社へ提出
振替依頼書	2 部	
振替届出書	1 部	
組合員資格得喪通知	1 部	
チェックリスト	1 部	⇒各月の契約書類一式に対して、1 部

- その他の添付書類
- ・ 定款の写し（法人の場合）

・ 農業委員会へ意見聴取した結果（市町村が案を提出する場合）

・ 市町村の意見（農業委員会からの要請の場合）
- ・ 本エクセルデータはメールで提出してください。

【連絡先】
秋田県秋田市山王四丁目1番2号
秋田県農業公社 農地集積第一課
電話：018-893-6223
chukankanri@ak-agri.or.jp

（公社貸付）

令和 0 年 0 月 0 日

地域計画の区域内

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 藤 了 様

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農
用地利用集積等促進計画の案を提出します。
なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

78

地域計画の
区域内

第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係

1. 各筆明細

整理番号		権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ）		(氏名又は名称)		(住所) 〒 (電話)						
権利を設定する土地（Ｂ）						設定する権利（Ｃ）					土地改良区名(D)	備考
所在				地目		面積 ㎡	種類	内容	借賃 (円/10a)	借賃 円		
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況							

この計画に同意する。

利用権の設定を受ける者

住所

(同上)

氏名又は名称 (自署)

2. 共通事項

この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(3) 借賃の増減額請求

公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(4) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。

(5) 賃借人の負担

乙は、甲が本計画を実行するにつき必要とする諸経費として、1契約あたり5,000円の手数料を負担することとし、この手数料は、甲が乙の指定する口座から初回の借賃に加えて引き落とすものとする。

(6) 借賃の延滞金

甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。

(7) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(8) 借賃の減額

ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。

イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に達する時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。

(9) 修繕及び改良

ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者を出して修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。

(10) 附属物の設置等

ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「**附属物**」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を取去する義務は乙が負い、取去に要した経費も乙の負担とする。

イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び乙の両者に対して取得する附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を取去る義務を負い、甲は土地所有者に対して取去る義務を負わない。

ウ ア及び乙の規定にかかわらず、土地所有者が附属物を取捨しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は取捨の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。

(11) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表 2 に定めるところによるほかは、乙が負担する。

その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (12) 賃貸借又は使用貸借の解除
 甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
 ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
 イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
 ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
 エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
 オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 賃貸借又は使用貸借の終了
 当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (14) 目的物の返還
 賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（10）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (15) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16) 権利取得者の責務
 ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
 イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (17) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
 当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18) その他
 本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画の区域内

借受希望農家情報

借受希望者

氏名

氏名

農業者種別

農業者種別

認定農業者

認定農業者

農地所有適格法人

農地所有適格法人

基本構想水準到達者

基本構想水準到達者

認定就農者

認定就農者

地域計画

掲載・未掲載

地域計画

掲載・未掲載

確認事項

農業を担う者として目標地図に位置付けられた者である。

例外規定

(上記の確認事項に該当しない場合、右記のいずれかを満たす必要があります)

農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれる。

不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける。

農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る）。

順位

1

※該当事項に○を記入

※「確認事項」に該当しない場合は、例外規定のうち、いずれかを満たす必要があります。

整理番号		氏名又は名称		年齢	歳	農作業従事日数	日						
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)				雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)			
			世帯員		農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)			種 類	数 量	種 類	数 量		
農 地		農 地	男	人	農業専従者		人日	乳用牛		トラクター			
採 草 放牧地								主として農業に従事する者	人 (人)	肉用牛		田植機	
										農業補助者	繁殖豚		コンバイン
その他		採 草 放牧地	女	人	従として農業に従事する者	人 (人)		肥育豚			乾燥機		
					鶏				収摺機				
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響			地域との役割分担の状況										

整理番号		農地所有適格法人の名称	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)						雇用労働力 (年間延日数)	人日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	農 地	事業の種類						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)			
			農 畜 産物名	関連事業等の内容		左記以外の事業の内容							
			現在	現在		現在							
			権利取得後	権利取得後		権利取得後							
農 地		農 地	事業の実施状況及び事業計画 (円)						種 類	数 量	種 類	数 量	
採 草 放牧地			農業	左記以外の事業				乳用牛		トラクター			
その他		採 草 放牧地	3年前		3年前			肉用牛		田植機			
			2年前		2年前			繁殖豚		コンバイン			
			1年前		1年前			肥育豚		乾燥機			
			初年度		初年度			鶏		収摺機			
			2年目		2年目								
			3年目		3年目								
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏 名	役職名	住 所	年間農業従事日数			
		権利の種類	面 積 ㎡	前年実績	見込み					前年実績	見込み	前年実績	見込み
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況									

整理番号		法人の名称								雇用労働力 (年間延日数)		人日	
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人の生産物 (C)	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)					賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)	
					氏名	役職名	住所	年間農業従事日数					
前 実	年 績	見込み	種 類	数 量				種 類	数 量				
農 地		農 地											種 類
探 草 放牧地										乳用牛		トラクター	
その他		探 草 放牧地								肉用牛		田植機	
										繁殖豚		コンバイン	
										肥育豚		乾燥機	
										鶏		収摺機	
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響						地域との役割分担の状況							

(個人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)		(確認者)	
	認可要件 (農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項)	該当状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第2号ロ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。
(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)		(確認者)
上記の者について農地所有適格法人の該当状況		
(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第5項)		判断理由 (注2)
第2号イ 権利設定等を受ける者が耕作又は養 畜の事業に供すべき農用地の全てを 効率的に利用して耕作又は養畜の事 業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける 者の経営農地は全て耕作されてお り、保有する機械、農作業に従事す る者の状況等からみて、耕作の事業 に供すべき農地の全てを効率的に利 用して耕作事業を行うと見込まれ る。
第3号イ 権利設定等を受ける者が地域の農業 における他の農業者との適切な役割 分担の下に継続的かつ安定的に農業 経営を行うと見込まれる	○	道路、水路、ため池等の共同利用施 設の取り決めに遵守すると見込まれ る。
第3号ロ 権利設定等を受ける法人の業務執行 役員等のうち1人以上の者がその法 人の行う耕作又は養畜の事業に常時 従事すると認められる	○	業務執行役員等が、賃借権・使用貸 借権の設定を受ける法人の行う耕作 の事業に常時従事すると見込まれ る。

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)		(確認者)
上記の者について農地所有適格法人の該当状況		
(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 第5項)		判断理由 (注2)
第2号イ 権利設定等を受ける者が耕作又は養 畜の事業に供すべき農用地の全てを 効率的に利用して耕作又は養畜の事 業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける 者の経営農地は全て耕作されてお り、保有する機械、農作業に従事す る者の状況等からみて、耕作の事業 に供すべき農地の全てを効率的に利 用して耕作事業を行うと見込まれ る。

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等	
貯金者 および 契約者	住 所	〒	電話番号		金融機関への 届出印	
	フリガナ					
	氏 名					

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしますので、下記事項を確認のうえ依頼します。

農協名	店舗名		
金融機関コード・店舗コード			—
指定口座	預金種目	口座番号	
振替日	毎年 11 月 20 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始	令和 年

記

- 1．私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
- 2．私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に対し不足しないよう必要な措置を講じます。
- 3．貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
- 4．本取扱に関して万 一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等	
貯金者 および 契約者	住 所	〒	電話番号		金融機関への 届出印	
	フリガナ					
	氏 名					

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	店舗名		
金融機関コード・店舗コード			—
指定口座	預金種目	口座番号	
振替日	毎年 11 月 20 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始	令和 年

秋田県農業公社使用欄		農業協同組合使用欄		確認印		備 考
				確認日		令和 年 月 日

(公社貸付)

農用地利用集積等促進計画のチェックリスト

6 画内
計域
区域
地

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	認可先用、公社用、本人用
☐ 添付書類	3部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか。 ただし、農業委員会が「認可要件チェックリスト」を提出した場合、省略可能。
☐ 農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト	1部	貸付権の設定等を受ける者が「地域計画」に位置付けられた農業を担う者」であり、かつ、農業委員会が認可要件チェックリストを提出した場合は、「添付書類」の省略が可能。 個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれかを提出。
☐ 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	1筆でも抵当権が設定されていなければならない
☐ 承諾書	1部	2部印刷。1部はJ Aに提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 貯金口座振替依頼書	1部	J Aの確認印を押印した上、提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 貯金口座振替に関する届出書	1部	金融機関はJ Aのみ可。
☐ 通帳のコピー	1部	過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

◆その他必要書類

法人の場合

書類名等	部数	備考
☐ 定款のコピー	1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各章明細の備考欄に「定款変更なし」と記入

市町村が促進計画(案)を提出する場合

書類名等	部数	備考
☐ 農業委員会へ意見聴取した結果	1部	市町村が計画（案）を提出する場合のみ。 農業委員会からの要請による場合は不要。

農業委員会からの要請による場合

書類名等	部数	備考
☐ 市町村の意見	1部	農業委員会からの要請による場合のみ。 市町村が計画(案)を提出する場合は不要。

◆書類提出前の確認事項

- ☐ **今回契約する農地は地域計画の区域内ですか。**
- ☐ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。
- ☐ 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。
- ☐ 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。(×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など)
- ☐ 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。
- ☐ 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。
- ☐ 農業者種別(認定農業者等)等について、漏れなく記載しましたか。
- ☐ 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

所属

令和 年 月 日

氏名 (自署)

94

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

土地改良区 理事長 様

資格喪失者(現資格者)

住 所 秋田市山王四丁目1-2

公益社団法人秋田県農業公社

藤 齋 長 事 理 名 氏

電話	018-893-6223
----	--------------

資格取得者(新資格者)

住所

号
番
唱
合

(

生年 月 日 年 月 日

1. **Introduction**
 2. **Background**
 3. **Methodology**
 4. **Results**
 5. **Conclusion**
 6. **References**
 7. **Appendix**
 8. **Index**
 9. **Table of Contents**
 10. **Figure 1**
 11. **Figure 2**
 12. **Figure 3**
 13. **Figure 4**
 14. **Figure 5**
 15. **Figure 6**
 16. **Figure 7**
 17. **Figure 8**
 18. **Figure 9**
 19. **Figure 10**
 20. **Figure 11**
 21. **Figure 12**
 22. **Figure 13**
 23. **Figure 14**
 24. **Figure 15**
 25. **Figure 16**
 26. **Figure 17**
 27. **Figure 18**
 28. **Figure 19**
 29. **Figure 20**
 30. **Figure 21**
 31. **Figure 22**
 32. **Figure 23**
 33. **Figure 24**
 34. **Figure 25**
 35. **Figure 26**
 36. **Figure 27**
 37. **Figure 28**
 38. **Figure 29**
 39. **Figure 30**
 40. **Figure 31**
 41. **Figure 32**
 42. **Figure 33**
 43. **Figure 34**
 44. **Figure 35**
 45. **Figure 36**
 46. **Figure 37**
 47. **Figure 38**
 48. **Figure 39**
 49. **Figure 40**
 50. **Figure 41**
 51. **Figure 42**
 52. **Figure 43**
 53. **Figure 44**
 54. **Figure 45**
 55. **Figure 46**
 56. **Figure 47**
 57. **Figure 48**
 58. **Figure 49**
 59. **Figure 50**
 60. **Figure 51**
 61. **Figure 52**
 62. **Figure 53**
 63. **Figure 54**
 64. **Figure 55**
 65. **Figure 56**
 66. **Figure 57**
 67. **Figure 58**
 68. **Figure 59**
 69. **Figure 60**
 70. **Figure 61**
 71. **Figure 62**
 72. **Figure 63**
 73. **Figure 64**
 74. **Figure 65**
 75. **Figure 66**
 76. **Figure 67**
 77. **Figure 68**
 78. **Figure 69**
 79. **Figure 70**
 80. **Figure 71**
 81. **Figure 72**
 82. **Figure 73**
 83. **Figure 74**
 84. **Figure 75**
 85. **Figure 76**
 86. **Figure 77**
 87. **Figure 78**
 88. **Figure 79**
 89. **Figure 80**
 90. **Figure 81**
 91. **Figure 82**
 92. **Figure 83**
 93. **Figure 84**
 94. **Figure 85**
 95. **Figure 86**
 96. **Figure 87**
 97. **Figure 88**
 98. **Figure 89**
 99. **Figure 90**
 100. **Figure 91**
 101. **Figure 92**
 102. **Figure 93**
 103. **Figure 94**
 104. **Figure 95**
 105. **Figure 96**
 106. **Figure 97**
 107. **Figure 98**
 108. **Figure 99**
 109. **Figure 100**
 110. **Figure 101**
 111. **Figure 102**
 112. **Figure 103**
 113. **Figure 104**
 114. **Figure 105**
 115. **Figure 106**
 116. **Figure 107**
 117. **Figure 108**
 118. **Figure 109**
 119. **Figure 110**
 120. **Figure 111**
 121. **Figure 112**
 122. **Figure 113**
 123. **Figure 114**
 124. **Figure 115**
 125. **Figure 116**
 126. **Figure 117**
 127. **Figure 118**
 128. **Figure 119**
 129. **Figure 120**
 130. **Figure 121**
 131. **Figure 122**
 132. **Figure 123**
 133. **Figure 124**
 134. **Figure 125**
 135. **Figure 126**
 136. **Figure 127**
 137. **Figure 128**
 138. **Figure 129**
 139. **Figure 130**
 140. **Figure 131**
 141. **Figure 132**
 142. **Figure 133**
 143. **Figure 134**
 144. **Figure 135**
 145. **Figure 136**
 146. **Figure 137**
 147. **Figure 138**
 148. **Figure 139**
 149. **Figure 140**
 150. **Figure 141**
 151. **Figure 142**
 152. **Figure 143**
 153. **Figure 144**
 154. **Figure 145**
 155. **Figure 146**
 156. **Figure 147**
 157. **Figure 148**
 158. **Figure 149**
 159. **Figure 150**
 160. **Figure 151**
 161. **Figure 152**
 162. **Figure 153**
 163. **Figure 154**
 164. **Figure 155**
 165. **Figure 156**
 166. **Figure 157**
 167. **Figure 158**
 168. **Figure 159**
 169. **Figure 160**
 170. **Figure 161**
 171. **Figure 162**
 172. **Figure 163**
 173. **Figure 164**
 174. **Figure 165**
 175. **Figure 166**
 176. **Figure 167**
 177. **Figure 168**
 178. **Figure 169**
 179. **Figure 170**
 180. **Figure 171**
 181. **Figure 172**
 182. **Figure 173**
 183. **Figure 174**
 184. **Figure 175**
 185. **Figure 176**
 186. **Figure 177**
 187. **Figure 178**
 188. **Figure 179**
 189. **Figure 180**
 190. **Figure 181**
 191. **Figure 182**
 192. **Figure 183**
 193. **Figure 184**
 194. **Figure 185**
 195. **Figure 186**
 196. **Figure 187**
 197. **Figure 188**
 198. **Figure 189**
 199. **Figure 190**
 200. **Figure 191**
 201. **Figure 192**
 202. **Figure 193**
 203. **Figure 194**
 204. **Figure 195**
 205. **Figure 196**
 206. **Figure 197**
 207. **Figure 198**
 208. **Figure 199**
 209. **Figure 200**
 210. **Figure 201**
 211. **Figure 202**
 212. **Figure 203**
 213. **Figure 204**
 214. **Figure 205**
 215. **Figure 206**
 216. **Figure 207**
 217. **Figure 208**

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

賦課種別	耕作者支払	所有者支払
経常賦課金		
維持管理賦課金		
事業償還賦課金		

←どちらかに「○」を記入
←どちらかに「○」を記入
←どちらかに「○」を記入

決 裁	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)
-----	-----	------	------	------	-------

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

11

農地貸借契約の解約に関する送付書類

- 1 様式第111号「農用地賃借契約の解約に関する届け出について（通知）」1部
- 2 農用地利用集積計画（出し手→公社）の解約
 - (1) 様式第111号の1「農地法第18条第1項第2号に係る合意書」2部
※別紙農地明細・集積計画書（写）を添付
 - (2) 様式第111号の2「農地法第18条第6項の規定による通知書」1部
 - (3) 「組合員資格取得通知書」1部
※土地改良区への届け出が必要な場合のみ
- 3 農用地利用配分計画または集積計画（公社→受け手）の解約
 - (1) 様式第111号の3「農地法第18条第1項第2号に係る合意書」2部
※別紙農地明細・配分計画（写）を添付
 - (2) 様式第111号の4「農地法第18条第6項の規定による通知書」1部
 - (3) 「組合員資格取得通知書」1部
※土地改良区への届け出が必要な場合のみ

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1.7.1
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職名	会長 中間 一郎
出し手氏名	中間 太郎	出し手公告日	H31.1.15
出し手住所	〇〇市〇〇〇〇10番地		
出し手TEL	012-345-6789	出し手年月日	S40.5.1
受け手氏名	中間 次郎	受け手公告日	H31.2.27
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地		
受け手TEL	123-987-6543	受け手年月日	S37.4.1
土地改良区名①	〇〇〇		
土地改良区名②			
土地改良区名③			
		公称番号	1234
		公称番号	2000

一括印刷	得喪通知 印刷	得喪通知 (出し手)印刷	得喪通知 (受け手)印刷	様式第11号の1・2 (出し手分)印刷	様式第11号の3・ 4 (受け手分)印刷
------	------------	-----------------	-----------------	------------------------	-------------------------

※農地明細は「別紙農地明細（共通）」シートに直接入力してください。

※様式第11号～様式第11号の4までをまとめて印刷する場合は「一括印刷」ボタン、個別に印刷する場合は、それぞれボタンを押してください。

※土地改良区への届け出が必要な場合は「得喪通知印刷」ボタンにより、必要書類を印刷し公社へ提出してください。（出し手又は受け手を個別に印刷する場合は、それぞれのボタンを押してください。）

利用条件改善に係る承諾書

下記農地に係る利用条件改善の実施について承諾します。

- ### 1. 利用条件改善を実施する農地

[illegible]

2. 貸借権の設定期間 令和 年 月から令和 年 月まで

3. 貸借権の設定先 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋 藤 了

4. 利用条件改善の実施に際しての条件

 - (1) 利用条件改善を実施した農地の原状回復は求めません。
 - (2) 貸借期間中は農地を戻すように求めません。
 - (3) 貸借期間中にやむを得ず返還し、転用等を行った場合は、国の補助金返還相当等を一括して支払います。
 - (4) 貸借終了後、又は機構から農地が戻って来た場合は、賦課金等の支払を行います。

上記内容を承諾します。

令和 年 月 日
(土地所有者)
住 所
氏 名

農地法第18条第1項第2号に係る合意書

様式第11号（受託機関→公社 1部）

令和元年7月1日

当事者	氏名（名称）	現住所
賃貸人	中間 太郎	〇〇市〇〇〇〇10番地
賃借人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋 藤 了	秋田市山王四丁目1番2号

賃貸人と賃借人の間で締結している農地賃貸借契約について、下記のとおり当事者合意のうえ解約いたします。

なお、別紙解約農地が、両名の賃貸借契約農地の内の一部である場合は、この解約に伴い平成31年1月15日付け〇〇市公告第1234号の各筆明細から、別紙解約農地を抹消します。

また、本合意書は後日の証のため2通作成し、貸主および借主がそれぞれ1通ずつ保持します。

賃貸人 住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名
(自 署) 中間 太郎

賃借人 住 所 秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋 藤 了

1 合意解約する土地の所在、地番、地目及び面積
別紙農地明細のとおり

2 賃貸借契約の内容
別紙集積計画書（写）のとおり

3 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日

4 賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日

5 土地の引渡しの日 令和 年 月 日

6 その他参考となるべき事項

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

〇〇市農業再生協議会
会長 中間 一郎

農地賃貸借契約の解約に関する届け出について（通知）

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別紙のとおり契約を解約したい旨の届け出がありましたので、手続きについてよろしく願います。

農地法第18条第1項第2号に係る合意書

当事者	氏名（名称）	現住所
貸與人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤了	秋田市山王四丁目1番2号
転借人	中間 次郎	〇〇市〇〇〇〇987番地

貸與人と賃借人の間で締結している農地賃貸借契約について、下記のとおり当事者合意のうえ解約いたします。

なお、別紙解約農地が、両名の賃貸借契約農地の内の一部である場合は、この解約に伴い平成31年2月27日付け秋田県公告第2000号の各筆明細から、別紙解約農地を抹消します。

また、本合意書は後日の証のため通作成し、貸主および借主がそれぞれ1通ずつ保持します。

所 秋田市山王四丁目1番2号
名 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合:市町村公告
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合:秋田県公告

転借人 住 所 〇〇市〇〇〇〇987番地
氏 名 中間 次郎

- 合意解約する土地の所在、地番、地目及び面積
別紙農地明細のとおり
- 賃貸借契約の内容
別紙配分計画（写）のとおり
- 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
- 賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日
- 土地の引渡しの日 令和 年 月 日
- その他参考となるべき事項

農地法第18条第6項の規定による通知書

〇〇市 農業委員会会長 様

令和 年 月 日

通知者(賃貸人)
住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名 中間 太郎

通知者(賃借人)
住 所 秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第18条第6項および同法施行規則第68条の3の規定により通知します。

賃貸借の当事者の氏名（名称）および住所 当事者の別	氏名（名称）	現住所
貸與人	中間 太郎	〇〇市〇〇〇〇10番地
賃借人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤了	秋田市山王四丁目1番2号

- 土地の所在、地番、地目及び面積
別紙合意書（写）のとおり
- 賃貸借契約の内容
別紙集積計画書（写）のとおり
- 農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由の詳細
農地法第18条第1項第2号に該当
- 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
- 賃貸借の解約の申入れをした日 令和 年 月 日
- 賃貸借の更新拒絶の通知をした日 令和 年 月 日
- 賃貸借の合意解約の合意が成立した日 令和 年 月 日
- 賃貸借の合意による解約をした日 令和 年 月 日
- 土地の引渡しの日 令和 年 月 日
- その他参考となるべき事項

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区 理事長 様

資格喪失者（現資格者）

組合員番号

()

3-6223

3-6223

資格取得者（新資格者）

卡羅里

$$(\quad)$$

III

III

100%

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

理事	副理事	担当理事	事務局長	係(係員)
決				
裁				

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

様式第11号の4 (受け手→公社→農委 1部)

農地法第18条第6項の規定による通知書

日 月 年 和 今

〇〇市農業委員會長樣

通知者(貸貸人)

住所 秋田市山王四丁目1番2号

氏名 公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了

通知者(転借人)

00市000098番地

氏名 中間 次郎 (自署)

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第18条第6項および同法施行規則第68条の3の規定により通知します。

貸借の当事者の氏名（名称）および住所		
当事者の別	氏名（名称）	現住所
貸借人	公益社団法人 秋田県農業公社 理事長 齋藤 了	秋田市山王丁丁目1番2号
転借人	中間 次郎	〇〇市〇〇〇〇987番地

- | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 2 | 土地の所在、地番、地目及び面積
別紙合意書（写）のとおり | | | | | | | | |
| 3 | 賃貸契約の内容
別紙配分計画（写）のとおり | | | | | | | | |
| 4 | 農地法第18条第1項ただし書きに該当する事由の詳細
農地法第18条第2号に該当 | | | | | | | | |
| 5 | 賃貸借の解約の申入れ、合意解約または更新拒絶の通知をした日
賃貸借の解約の申入れをした日
賃貸借の更新拒絶の通知をした日
賃貸借の合意解約の合意が成立した日
賃貸借の合意による解約をした日 | | | | | | | | |
| 6 | 土地の引渡しの時期 | | | | | | | | |
| 7 | その他参考となるべき事項 | | | | | | | | |

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区理事長様

資格喪失者（現資格者）	住所	〇〇市〇〇〇987番地
	氏名	中間 次郎
組合員番号	電話番号	123-987-6543
（ ）	生年月日	昭和37年4月1日
資格取得者（新資格者）	住所	秋田市山王四丁目1-2
組合員番号		公益社団法人秋田県農業公社
（ ）	氏名	理事 長 齋 藤 了
	電話番号	018-893-6223

007

□

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

決	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)
裁					

受付印	
-----	--

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

組合員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区理事長様

資格喪失者（現資格者）	住所	秋田市山王四丁目1-2
組合員番号	氏名	公益社団法人秋田県農業公社 理事 長 齋 藤 了
()	電話番号	018-893-6223
資格取得者（新資格者）	住所	〇〇市〇〇〇〇10番地
組合員番号	氏名	中間 太郎
()	電話番号	012-345-6789
	生年 月 日	昭和40年5月1日

品

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

賦課種別	耕作者支払、所有者支払	
経常賦課金	○	←どちらかに「○」を記入
維持管理賦課金	○	←どちらかに「○」を記入
事業償還賦課金	○	←どちらかに「○」を記入

決	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)
裁					

受	
付	
留	

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

農地賃貸借料の変更に関する送付書類

- 1 様式第12号「農地賃借料の変更に伴う同意願いについて（通知）」1部
 - 2 様式第12号の1「農地賃借料の変更に伴う同意願いについて（依頼）」1部
 - 3 様式第12号の2「同意書」4部（関係3者及び農業委員会用）
- ※2、3には別紙土地明細を添付

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1. 6. 1
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職 氏名	会長 中間 一郎
出し手氏名	中間 太郎	出し手公営日	H31. 1. 15
出し手住所	〇〇市〇〇〇〇10番地		
受け手氏名	中間 次郎	受け手公営日	H31. 2. 27
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地		
賃料(変更前)	80,000	10 a 単価	10,000
賃料(変更後)	56,000	10 a 単価	7,000
変更の理由	〇〇〇〇〇〇〇により変更するものである。		

※農地明細は「別紙共通」シートに直接入力してください。



組員資格得喪通知書

下記のとおり土地の（全部・一部）について、組合員たる資格を取得並びに喪失したので、土地改良法第43条の規定により通知します。

なお、これに伴う土地改良事業による一切の権利義務を資格取得者が承継します。

令和 年 月 日

〇〇〇土地改良区 理事 理事長様

資格喪失者（現資格者）

組合員番号 ()

資格取得者（新資格者）

組合員番号 ()

住所 〇〇市〇〇〇〇987番地

氏名 中間 次郎

電話番號 123-987-6543

牛年月日 昭和37年4月1日

住 所 秋田市山王四丁目1-2

公益社団法人秋田県農業公社

氏名 理事 長 齋 藤 了

電話番号 018-893-6223

市〇〇市

資格得喪の対象たる土地

[illegible]

試課種別	耕作者支払	所有者支払
經常試課金	○	
維持管理試課金	○	
事業償還試課金	○	

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

←どちらかに「○」を記入

決	理事長	副理事長	担当理事	事務局長	係(係員)
裁					

関係帳簿更正済印	
賦課金システム	賦課金徴収補助簿

受付印

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

(出し手)
住 所 ○○市○○○○○10番地
氏 名 中間 太郎
(自署)
(受け手)
住 所 ○○市○○○○○987番地
氏 名 中間 次郎
(自署)

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (依頼)

平成 3 1 年 1 月 1 5 日 付け ○○市 公告の農用地利用集積計画及び、平成 3 1 年 2 月 2 7 日 付け秋田県公告の農用地利用配分計画により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更したく申出しますので、同意くださるようお願いいたします。

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合:市町村公告
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合:秋田県公告

- 1 賃貸借料 変更前 80,000 円 変更後 56,000 円
(10 a : 10,000 円) (10 a : 7,000 円)
- 2 変更の理由 ○○○○○○により変更するものである。

- 3 土地の表示 別紙のとおり

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

○○市農業再生協議会
会長 中間 一郎

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (通知)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎及び受け手 中間次郎から、別紙のとおり農地賃貸借料を変更したい旨の同意願いがありましたので、手続きについてよろしくお願いします。

農地賃貸借料の変更に関する送付書類 (出し手)

同意書

- 1 様式第 1 2 号「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (通知)」1 部
- 2 様式第 1 2 号の 1「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (依頼)」1 部
- 3 様式第 1 2 号の 2「同意書」3 部 (関係 2 者及び農業委員会用)
※ 2、3 には別紙土地明細を添付

平成 3 1 年 1 月 1 5 日 付け ○○市 公告の農用地利用集積計画及び、平成 3 1 年 2 月 2 7 日 付け 秋田県 公告の農用地利用配分計画により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合:市町村公告
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合:秋田県公告

- 1 土地の所在、地番、地目、面積 (別紙のとおり)
- 2 上記 1 に係る土地賃貸借料を 80,000 円から 56,000 円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	○○市	申請日	R1. 6. 1
受託機関名	○○市農業再生協議会	代表者役職 氏名	会長 中間 一郎
出し手氏名	中間 太郎	出し手公告日	H31. 1. 15
出し手住所	○○市○○○○10番地		
受け手氏名		受け手公告日	
受け手住所			
賃料(変更前)	80,000	10 a 単価	10,000
賃料(変更後)	56,000	10 a 単価	7,000
変更の理由	○○○○○○○○により変更するものである。		

※農地明細は「別紙共通」シートに直接入力してください。

一括印刷
(様式第 12 号 (鏡文) あり)

一括印刷
(様式第 12 号 (鏡文) なし)

※鏡文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。
※ 1 人の受け手に対して、複数の出し手の賃借料を変更する場合等で、
鏡文を 1 部にまとめる場合は、受け手の様式 (様式第 12 号 II) で
作成してください。

令和 年 月 日

(出し手)

住 所 ○○市○○○○10番地

氏 名 (自署)

中間 太郎

住 所 秋田市山王四丁目 1 番 2 号
公益社団法人秋田県農業公社
氏 名 理事長 齋 藤 了

(受け手)

住 所 ○○市○○○○987番地

氏 名 (自署)

中間 次郎

様式第 1 2 号の 1 (出し手→公社 1部)

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

(出し手)
住 所

〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名
(自署)

中間 太郎

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (依頼)

平成 3 1 年 1 月 1 5 日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更し
たく申出しますので、同意くださるようお願いします。

記

- | | | | | | | | |
|---|-------|----------------------|--------|----|---------|--------|----|
| 1 | 賃貸借料 | 変更前 | 80,000 | 円 | 变更后 | 56,000 | 円 |
| | | (10 a : | 10,000 | 円) | (10 a : | 7,000 | 円) |
| 2 | 変更の理由 | 〇〇〇〇〇〇〇により変更するものである。 | | | | | |

- 3 土地の表示 別紙のとおり

様式第 1 2 号 (受託機関→公社 1部)

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

〇〇市農業再生協議会
会長 中間 一郎

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて (通知)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎から、別紙のとおり
農地賃貸借料を変更したい旨の同意願いがありましたので、手続きについてよろし
くお願いします。

農地賃貸借料の変更に関する送付書類（受け手）

同意書

- 1 様式第12号「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（通知）」1部
- 2 様式第12号の1「農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（依頼）」1部
- 3 様式第12号の2「同意書」3部（関係2者及び農業委員会用）
※2、3には別紙土地明細を添付

1人の受け手に対して複数の出し手がある場合等で鏡文を1部にまとめて作成する場合、賃借料変更する出し手の人数を入力

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1.6.1	出し手人数
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職 氏名	会長 中間 一郎	
出し手氏名	中間 太郎	出し手公告日	H31.1.15	8
出し手住所				
受け手氏名	中間 次郎	受け手公告日	H31.2.27	
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地			
賃料(変更前)	80,000	10 a 単価	10,000	
賃料(変更後)	56,000	10 a 単価	7,000	
変更の理由	〇〇〇〇〇〇〇〇により変更するものである。			

※農地明細は「別紙共通」シートに直接入力してください。

受け手との契約が集積計画か配分計画か

一括印刷
(様式第12号(鏡文)あり)

一括印刷
(様式第12号(鏡文)なし)

※鏡文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。
※1人の受け手に対して、複数の出し手の賃借料を変更する場合等、
鏡文を1部にまとめる場合は、本様式（様式第12号のⅡ）で
作成してください。

平成31年1月15日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画により設定さ
れた利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積（別紙のとおり）
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を 80,000 円から 56,000 円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

(出し手)
住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名 中間 太郎
(自署)

住 所 秋田市山王四丁目1番2号
公益社団法人秋田県農業公社
氏 名 理事長 齋 藤 了

令和元年6月1日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

(受け手)
住所 ○○市○○○○987番地
氏名 中間 次郎
(自署)

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（依頼）

平成31年2月27日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により設定された利用権に関する事項について、下記の理由によりその賃貸借料を変更し
たく申出しますので、同意くださるようお願いいたします。

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合：市町村公告
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合：秋田県公告

- | | | | | | |
|---|-------|----------------------|----------|---------------|----------------------|
| 1 | 賃貸借料 | 変更前
(10a：) | 80,000 円 | 変更後
(10a：) | 56,000 円
7,000 円) |
| 2 | 変更の理由 | ○○○○○○○により変更するものである。 | | | |

3 土地の表示 別紙のとおり

令和元年6月1日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

○○市農業再生協議会
会長 中間 一郎

出し手氏名が入力された場合、出し手
と受け手両方の氏名が表示されます
また、出し手人数が入力された場合、
人数に応じて「ほか○名」と表示されま
す

農地賃貸借料の変更に伴う同意願いについて（通知）

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎ほか7名及び受け手
中間 次郎から、別紙のとおり農地賃貸借料を変更したい旨の同意願いがありま
したので、手続きについてよろしくお願ひします。

相続(出し手の死亡)による名義変更に関する送付書類

1 相続登記完了の場合

- (1) 様式第13号の1「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第13号の2「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(依頼)」1部
- (3) 公社借入代金支払明細書
- (4) 添付書類
- ①登記全部事項証明書または、登記完了証及び登記識別情報通知の写し(契約対象地全筆)

2 相続登記未了の場合(他の法定相続人全員の同意又は共有持分の過半の同意が必要です。)

- (1) 様式第13号の3「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第13号の4「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(依頼)」1部
- (3) 公社借入代金支払明細書
- (4) 添付書類

- ①相続を証する書面(戸籍(除籍)謄本等、相続関係図)
- ②他の法定相続人の印鑑証明書 各1通(様式第13号の4に実印を押印)

※黄色セルに必要な事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1.6.1	
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職名	会長 中間 一郎	
出し手氏名 (被相続人)	中間 太郎	契約日	H31.1.15	契約年数 10
出し手住所 (被相続人)	〇〇市〇〇〇〇10番地			
相続人または法定 相続人代表氏名	中間 五郎	相続発生日	H31.3.15	
フリガナ	チャウジ コロウ	続柄	子	
住所	〇〇市〇〇〇〇10番地			
電話番号	012-345-6789	生年月日	S30.12.15	
口座情報				
金融機関名	× 銀行	×	支店	代金受領 1
金融機関区分	2 店舗区分	4	口座の種類	1
金融機関コード	1234	店舗コード	567	
口座番号	2345678	備考		
他の法定相続人				
法定相続人	中間 花子	続柄		
住所	〇〇市〇〇〇〇10番地			
法定相続人	農地 育郎	続柄	子	
住所	××市××××20番地			
法定相続人		続柄		
住所		続柄		

一括印刷
(相続未登記)

一括印刷
(相続登記済)

相続登記未了の
場合入力

契約が複数ある
場合は「1」を入力

同意書

平成31年2月27日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により設定さ

れた利用権に関する事項について、次のとおり変更する

出し手公告日と受け手公告日が同一の場合:市町村公告
出し手公告日と受け手公告日が異なる場合:秋田県公告

- 1 土地の所在、地番、地目、面積(別紙のとおり)
- 2 上記1に係る土地賃貸借料を 80,000 円から 56,000 円に変更する。
- 3 変更の効力発生年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所 秋田市山王四丁目1番2号
公益社団法人秋田県農業公社
氏名 理事長 齋藤了

(受け手)
住所 〇〇市〇〇〇〇987番地

氏名 (自署) 中間 次郎

様式第 13 号の 2（相続人→公社 1 部）

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

住 所 ○○市○○○○○10番地
氏 名 中 間 五 郎
（自 署）
電 話 012-345-6789
生 年 月 日 昭和30年12月15日

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（依頼）

平成 31 年 1 月 15 日付けで貴公社と中間 太郎との間で10年間の貸借契約を締結していま
したが、本人は平成 31 年 3 月 15 日に死亡しました。
つきましては、相続人である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継しますので、
今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。

様式第 13 号の 1（受託機関→公社 1 部）

令和元年 6 月 1 日

公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

○○市農業再生協議会
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している中間 太郎が死亡したため、相続人 中間
五郎よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしく
お願いします。

様式第13号の4（法定相続人代表→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

住所 ○○市○○○○10番地
続柄（子）氏名 中間 五郎
電話 012-345-6789

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（依頼）

平成31年1月15日付けで貴公社と中間 太郎との間で10年間の貸借契約を締結して
いましたが、本人は平成31年3月15日に死亡しました。
つきましては、法定相続人代表である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継
しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。
なお、下記のとおり他の法定相続人も同意しております。

被相続人：亡 中間 太郎

住所 ○○市○○○○10番地
続柄（妻）氏名 中間 花子



住所 ××市××××20番地
続柄（子）氏名 農地 育郎



住所
続柄（氏）氏名 印

様式第13号の3（受託機関→公社 1部）

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

〇〇市農業再生協議会
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している中間 太郎が死亡したため、法定相続人
（代表 中間 五郎）よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続
きについてよろしく願います。

相続(法定相続人代表→登記完了→相続人)による名義変更に関する送付書類

1 相続登記完了の場合

- (1) 様式第13号の5「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第13号の6「土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について(依頼)」1部
- (3) 公社借入代金支払明細書
- (4) 添付書類

①登記全部事項証明書または、登記完了証及び登記識別情報通知の写し(契約対象地全筆)

※黄色セルに必要な事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1.5.1	
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職名	会長 中間 一郎	
法定相続人代表氏名 (現契約者)	中間 五郎	契約日	H31.1.15	契約年数 10
法定相続人代表住所 (現契約者)	〇〇市〇〇〇〇10番地			
相続人氏名	中間 花子	フリガナ	チウカン ハナコ	複数契約 1
住所	〇〇市〇〇〇〇10番地			
電話番号	012-345-6789	生年月日	S30.12.15	

契約が複数ある場合は「1」を入力

口座情報

金融機関名	× ● ×	銀行	× ● ×	支店	代金受領	1
金融機関区分	2	店舗区分	4	口座の種類	1	1
金融機関コード	1234	店舗コード	567			
口座番号	9876543	備考				



市町村名	〇〇市			
金融機関名	● × 銀行	店舗名	× ● 支店	
口座の種類	普通預金	口座番号	2345678	
送金先	金融機関コード・店舗コード		1234-567	
フリガナ	チウカン コノロウ			
口座名義人	中間 五郎			
備考				

- 1 通帳の写しを添付してください。(送金先が明確にわかるもの)
- 2 フリガナは必ず記入して下さい。(記入がない場合、送金が遅れることがあります。)
- 3 「本人受領」です。(代理受領は成年後見人等に限りません。)

様式第13号の6（相続人→公社 1部）

令和元年5月1日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

（現契約者） 住所 ○○市○○○○10番地

氏名（自署） 中間 五郎

（新契約者） 住所 ○○市○○○○10番地

氏名（自署） 中間 花子
電話番号 012-345-6789

生年月日 昭和30年12月15日

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（依頼）

平成31年1月15日付けほかで貴公社と法定相続人代表 中間 五郎との間で10年間の貸借契約を締結していましたが、今般当該農地の相続登記が完了し、相続人 中間 花子が所有権を取得しました。

つきましては、相続人である私が契約の残存期間を契約時と同様の条件で承継しますので、今後の賃貸料は別紙の送金先へお振込みください。

様式第13号の5（受託機関→公社 1部）

令和元年5月1日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤了様

○市農業再生協議会
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と送金先の変更について（通知）

貴公社と法定相続人代表 中間 五郎との間で締結している農地貸借契約について、相続人 中間 花子よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしく願います。

相続(受け手の死亡)による名義変更に関する送付書類
(※相続人が農業後継者となり、営農を継続する場合)

- (1) 様式第14号の1「土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について(通知)」1部
- (2) 様式第14号の2「土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について(依頼)」1部
- (3) 「貯金口座振替依頼書(農協控え用、公社提出用)」各1部
- (4) 「貯金口座振替に関する届出書」1部(農協確認印が押印されているもの)
- (5) 添付書類
※土地改良区の組合員資格については、別途、土地改良区へ必要な手続きを確認してください。
農業経営を継承したことがわかる書類(農地台帳の写し等) 1通

※黄色セルに必要事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1.6.1
受託機関名	〇〇市農業再生協議会	代表者役職名	会長 中間 一郎
受け手氏名 (被相続人)	中間 太郎	契約日	H30.12.1 契約年数 10
相続人氏名	中間 次郎	相続発生日	H31.4.1 複数契約 1
相続人フリガナ	チャウカン シロウ	郵便番号	014-0805
住所	〇〇市〇〇字〇〇123番地		
電話番号	123-456-789	生年月日	S30.12.15

契約が複数ある場合は「1」を入力

金融機関名	△△	農協	▽▽	支店
店舗区分	4	口座の種類	1	
口座番号	1234567	金融機関コード	1234	店舗コード 567
振替日	11	月	20	日 振替開始年 元

契約が複数あり、振替月日が異なる場合は振替日を削除
契約日 H28. 8.31以前: 毎年10月25日
契約日 H28. 9. 1以降: 毎年11月20日

一括印刷

市町村名	〇〇市		
金融機関名	●×銀行	店舗名	×●支店
口座の種類	普通預金	口座番号	9876543
送金先		金融機関コード・店舗コード	1234-567
フリガナ	チャウカン ハナコ		
口座名義人	中間 花子		
備考			

- 1 通帳の写しを添付してください。(送金先が明確にわかるもの)
- 2 フリガナは必ず記入して下さい。(記入がない場合、送金が遅れることがあります。)
- 3 「本人受領」です。(代理受領は成年後見人等に限りません。)

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

住 所 ○○市○○字○○123番地
氏 名 **中間 次郎**
（自 署）
電 話 123-456-789
生年月日 昭和30年12月15日

土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について（依頼）

平成30年12月1日付けほかで貴公社と中間 太郎との間で10年間の貸借契約を締結していましたが、本人は平成31年4月1日に死亡しました。
つきましては、親族である私が農業経営を承継するので届出します。
また、契約の残存期間についても契約時と同様の条件で承継します。今後の賃借料の振替口座は別紙のとおりです。
なお、このことについては、他の法定相続人も同意しております。

令和元年6月1日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

〇〇市農業再生協議会
会長 中間 一郎

土地貸借契約の名義変更と振替口座の変更について（通知）

貴公社と農地貸借契約を締結している中間 太郎が死亡したため、相続人 中間 次郎よりその権利を承継したい旨の依頼がありましたので、手続きについてよろしく願います。

貯金口座振替に関する届出書

令和元年6月1日

公益社団法人
秋田県農業公社 宛

振替支払先	公益社団法人	秋田県農業公社	料金等の種類	賃借料等
	住 所	〒 014-0805	電話番号	123-456-789
	フリガナ	〇〇市〇〇字〇〇123番地		
	氏 名	中間 次郎		

貯金者
および
契約者

金融機関への
届出印

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	△△農協	店舗名	▽▽支店
金融機関コード・店舗コード	1234 - 567		
指定口座	預金種目	口座番号	1234567
振替日	毎年 11 月 20 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始	令和 元 年

秋田県農業公社使用欄	農協同組合使用欄	確認印	備 考
		農協確認印	
		確認日	令和 元 年 6 月 1 日

貯金口座振替依頼書

令和元年6月1日

△△ 農業協同組合 御中

振替支払先	公益社団法人	秋田県農業公社	料金等の種類	賃借料等
	住 所	〒 014-0805	電話番号	123-456-789
	フリガナ	〇〇市〇〇字〇〇123番地		
	氏 名	中間 次郎		

貯金者
および
契約者

金融機関への
届出印

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支
払うこととしたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	△△農協	店舗名	▽▽支店
金融機関コード・店舗コード	1234 - 567		
指定口座	預金種目	口座番号	1234567
振替日	毎年 11 月 20 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始	令和 元 年

記

- 1．私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
- 2．私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に對し不足しないよう必要な措置を講じます。
- 3．貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
- 4．本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄

農地貸付用紙（農用地利用集積等促進計画案）作成ファイル

● 情報の入力

現在の受け手 → 新たな受け手

【転借権の移転条件】
移転前の配分計画（または促進計画）の
残存期間を同一条件（賃料・共通事項内
容等）で承継すること

● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択

● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1 部
促進計画（案）	3 部
促進計画（案）添付書類	3 部
共通事項	3 部
様式第8号の2	1 部
承諾書	1 部
振替依頼書	2 部
振替届出書	1 部
組員資格得喪通知	1 部
チェックリスト	1 部

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

1部 農協窓口へ提出
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

●その他の添付書類

- ・定款の写し（法人の場合）
- ・農業委員会へ意見聴取した結果（市町村が案を提出する場合。農業委員会からの要請の場合は不要。）
- ・本エクセルデータはメールで提出してください。

AAPC 公益社団法人 秋田県農業公社

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号

秋田県農業公社 農地集積第一課

電話：018-893-6223

chukankanri@ak-agri.or.jp

（公社貸付）

令和 0 年 0 月 0 日

長

農用地利用集積等促進計画（案）の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農
用地利用集積等促進計画の案を提出します。
なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 藤 了 様

[illegible]

- この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の増減請求
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）は、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (5) 借賃の延滞金
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
- (6) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (7) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
- (8) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (9) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、甲の同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対して甲の同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- (10) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (15) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画を未策定 又は 地域計画の区域外

借受希望農家情報		借受希望者					
		氏名		氏名			
		農業者種別		農業者種別			
		認定農業者		認定農業者			
		農地所有適格法人		農地所有適格法人			
		基本構想水準到達者		基本構想水準到達者			
		認定就農者		認定就農者			
地域計画		未掲載		地域計画		未掲載	
確認事項	農地中間管理事業規程による確認事項 (貸付先決定ルール)						
	農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圖の解消に資するものである。						
	既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている者の農業経営に支障を及ぼさないものである。						
	新規参加者である場合は、効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである。						
地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものである。							
順位		1					

※該当事項に○を記入。

整理番号		氏名又は名称		年齢	歳	農作業従事日数	日						
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡	賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)				雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)			
			世帯員		農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)			種 類	数 量	種 類	数 量		
農 地		農 地	男	人	農業専従者		人 (人)	人日	乳用牛		トラクター		
採 草 放牧地					農業補助者	主として農業に従事する者			人 (人)	肉用牛		田植機	
										繁殖豚		コンバイン	
その他		採 草 放牧地	女	人	従として農業に従事する者	人 (人)	肥育豚			乾燥機			
							鶏			収摺機			
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況									

整理番号		農地所有適格法人の名称				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)				雇用労働力 (年間延日数)	人日														
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	事業の種類				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況 (F)	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況 (G)																	
			農 畜 産 物 名	関連事業等の内容		左記以外の事業の内容																			
			現在	現在		現在																			
			権利取得後	権利取得後		権利取得後																			
農 地		農 地	事業の実施状況及び事業計画 (円)				種 類	数 量	種 類	数 量															
採 草 放牧地			農業		左記以外の事業		乳用牛		トラクター																
			3年前		3年前						肉用牛		田植機												
その他	採 草 放牧地	2年前		2年前		繁殖豚										コンバイン									
		1年前		1年前														肥育豚		乾燥機					
		初年度		初年度																		鶏		収摺機	
		2年目		2年目																					
3年目		3年目																							
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況 (D)						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)																			
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏 名	役職名	住 所	年間農業従事日数															
		権利の種類	面 積 ㎡	前年実績	見込み					年間農業従事日数		前年実績	見込み	前年実績	見込み										
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況																					

市町村控え用

整理番号		法人の名称	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況（D）							雇用労働力 （年間延日数）		人日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 （A） ㎡		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 （B） ㎡		賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物 （C）					賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況（F）		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況（G）			
					氏名	役職名	住所	年間農業従事日数						
								前年 実績	見込み					
農地		農地								種類	数量	種類	数量	
												乳用牛		トラクター
採草放牧地		採草放牧地									肉用牛		田植機	
											繁殖豚		コンバイン	
											肥育豚		乾燥機	
											鶏		収摺機	
その他														
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響							地域との役割分担の状況							

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名		店舗名	
金融機関コード・店舗コード			
指定口座	預金種目	口座番号	
振替日	毎年 11 月 20 日	(休日の場合は翌営業日)	
振替開始	令和	年	

秋田県農業公社使用欄		農業協同組合使用欄			日 月 年 令和 確認日
				確認印	

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社	料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住所	〒	電話番号	金融機関への 届出印
	フリガナ			
	氏 名			

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	店舗名		
金融機関コード・店舗コード			
指定口座	預金種目	口座番号	
振替日	毎年 11 月 20 日	(休日の場合は翌営業日)	振替開始 令和 年

記

- 1．私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
- 2．私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に對し不足しないよう必要な措置を講じます。
- 3．貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
- 4．本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄

承 諾 書

今般、公益社団法人秋田県農業公社と土地賃貸借契約をした下記土地の一部又は全部に抵当権等が設定されていますが、競売等の申し立てにより、裁判所から農業委員会に照会書が送付された場合、下記事項に同意することを確約します。

記

- 1．公社との協議に誠意を持って応じること。
- 2．協議の結果、解約せざるを得ない事態となった場合、異議無く解約に応じること。

公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

令和 年 月 日

住所

転借人 氏名 (自署)

土地の表示：

所 在		地 目		面 積 ㎡
大字	字	地番	登記簿 現況	
				筆 田 ㎡
				筆 畑 ㎡
				筆 そ の 他 ㎡
				筆 計 ㎡

農用地利用集積等促進計画（権利移転）のチェックリスト

地域計画を未策定
又は
地域計画の区域外

◆提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	認可先用、公社用、本人用
☐ 添付書類	3部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか
☐ 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	
☐ 承諾書	1部	1筆でも抵当権が設定されていなければならない
☐ 貯金口座振替依頼書	1部	2部印刷。1部は「A」に提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 貯金口座振替に関する届出書	1部	「A」の確認印を押印した上、提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 通帳のコピー	1部	金融機関は「A」のみ可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

◆その他必要書類

法人の場合

書類名等	部数	備考
☐ 定款のコピー	1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各事項の備考欄に「定款変更なし」と記入

市町村が促進計画（案）を提出する場合

書類名等	部数	備考
☐ 農業委員会へ意見聴取した結果	1部	市町村が計画（案）を提出する場合のみ。農業委員会からの要請による場合は不要。

◆書類提出前の確認事項

☐ 今回契約する農地は地域計画の区域外（未策定も含む）ですか。

☐ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。

☐ 契約者に対して、手数料の徴収や資料精算時期等について説明しましたか。

☐ 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など）

☐ 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。

☐ 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。

☐ 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。

☐ 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日

所属

氏名（自署）

様式第15号
「権利移転」

農地貸付用紙（農用地利用集積等促進計画案）作成ファイル

● 情報の入力

現在の受け手 → 新たな受け手

【転借権の移転条件】
移転前の配分計画（または促進計画）の
残存期間を同一条件（賃料・共通事項内
容等）で承継すること

● 用紙印刷ボタン

● シート別選択操作ボタン

シートの選択

● 作成枚数

	印刷部数
書類送付鑑	1部
促進計画（案）	3部
促進計画（案）添付書類	3部
共通事項	3部
認可要件チェックリスト	1部
様式第8号の2	1部
承諾書	1部
振替依頼書	2部
振替届出書	1部
組合員資格得喪通知	1部
チェックリスト	1部

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

農業委員会が認可要件
チェックリストを提出
した場合は省略可能

1部 農協窓口へ提出
1部 公社へ提出

⇒各月の契約書類一式に対して、1部

● その他の添付書類

- ・ 定款の写し（法人の場合）
 - ・ 農業委員会へ意見聴取した結果（市町村が案を提出する場合）
 - ・ 市町村の意見（農業委員会からの要請の場合）
- ・ 本エクセルデータはメールで提出してください。



公益社団法人 秋田県農業公社

【連絡先】

秋田県秋田市山王四丁目1番2号

秋田県農業公社 農地集積第一課

電話：018-893-6223

chukankanri@ak-agri.or.jp

6 画 区 域 起

公益社団法人 秋田県農業公社

樣了藤齋長事理

呖

農用地利用集積等促進計画(案)の送付について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案を提出します。

なお、計画案に対する農業委員会からの意見は別紙のとおりです。

農用地利用集積等促進計畫(權利移轉)

地域計画の
区域内

市町村控え用

1. 各筆明細

式：市町村

整理番号		権利の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所（Ａ）		(氏名又は名称)		(住所) 〒		(電話)						
		権利を移転する者の氏名又は名称及び住所（Ｂ）		(氏名又は名称)		(住所) 〒								
権利を移転する土地（Ｃ）						移転する権利（Ｄ）				土地改良区名（Ｅ）	備考	現に農地中間管理機構から権利の設定を受けている者（Ｆ）		
所在				地目		面積㎡	種類	内容	借賃（円/10a）			借賃円	氏名又は名称	住所
市町村	大字	字	地番	登記簿	現況									
合 計	田	筆	㎡				筆	㎡	年借賃料	移転の時期	借賃の支払方法			
	畑	筆	㎡							残存期間（終期）		毎年11月20日に賃借人の指定口座から引落しする。		
	その他	筆	㎡											

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者

住所

(同上)

氏名又は名称（自署）

権利の移転をする者

住所

(同上)

氏名又は名称（自署）

2. 共通事項
この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 権利設定
1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。
- (2) 転貸又は譲渡
本計画により賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (3) 借賃の増減額請求
公益社団法人 秋田県農業公社（以下「甲」という。）に権利の設定をする者（以下「土地所有者」という。）、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。
- (4) 借賃の改訂
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、土地所有者、甲及び乙が協議して定める額に改訂する。
- (5) 借賃の延滞金
甲は、乙が借賃を1の各筆明細に定める日までに納入しない場合は、納入期限の翌日から支払いまでの間、年利14.6パーセントの割合で計算した金額を延滞金として徴収することができる。
- (6) 借賃の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (7) 借賃の減額
ア 賃借権の目的物が農地である場合で、目的物の乙から甲に対して農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づく借賃の減額請求があった場合には、甲は土地所有者に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
イ 目的物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の賃料に戻る。なお、賃料の減額の時期及び減額前の賃料に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて土地所有者、甲及び乙が協議して定める。
- (8) 修繕及び改良
ア 土地所有者は、甲及び乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
イ 甲は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。
ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和24年法律第195号）等の法令に従う。
- (9) 附属物の設置等
ア 乙が、当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。
イ 甲は、アの同意を行う場合には、事前に乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者の同意を得るとともに、乙に対してアの同意をする旨の通知を行う際には乙が附属物の設置を行うことについて土地所有者も同意していることを併せて通知する。なお、乙が甲及び土地所有者の同意を得て附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、甲は土地所有者に対して収去の義務を負わない。
ウ ア及びイの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、土地所有者が費用償還に同意している場合に限り、乙は土地所有者に対して償還の請求をすることができる。
- (10) 租税公課等の負担
ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。
イ 当該土地に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、乙が負担する。
エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が負担する。

- (11) 賃貸借又は使用貸借の解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 農地法第6条の2第2項の規定による通知を受けたとき。
エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (12) 賃貸借又は使用貸借の終了
当該土地が、天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、当該土地に係る賃貸借又は使用貸借は終了する。
- (13) 目的物の返還
賃貸借又は使用貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- (14) 賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び本計画の認可者が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (15) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から機構法第21条第1項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (16) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施
当該土地のうち、15年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、土地所有者、甲、乙及び本計画の認可者が協議して定める。

別表 1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する 支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表 2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分(実負担者)	備 考

(様式第8号の2)

貸付に係る確認書

地域計画の区域内

借受希望農家情報		借受希望者					
		氏名		氏名			
		農業者種別		農業者種別			
		認定農業者		認定農業者			
		農地所有適格法人		農地所有適格法人			
		基本構想水準到達者		基本構想水準到達者			
		認定就農者		認定就農者			
地域計画		掲載・未掲載		地域計画		掲載・未掲載	
確認事項	農業を担う者として目標地図に位置付けられた者である。						
例外規定 (上記の確認事項に該当しない場合、右記のいずれかを満たす必要があります)	農業を担う者が不測の事態により営農を継続することが困難となる等、農作物の作付時期等の都合で迅速に貸付けを行う必要があり、かつ、事後的に実情に即して地域計画の変更が行われると見込まれる。						
	不測の事態により農業を担う者に農用地等を貸し付けることが困難となったときに備えて、あらかじめ地域計画に代替者を定めている場合であって、当該代替者に農用地等を貸し付ける。						
	農業を担う者に貸し付けるまでの間に、農業委員会その他の関係機関が認めた者に一時的に貸し付ける（目標地図の達成に支障を生じない場合に限る）。						
順位				1			

※該当事項に○を記入
※「確認事項」に該当しない場合は、例外規定のうち、いずれかを満たす必要があります。

【添付書類】
賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人)

市町村控え用

整理番号		氏名又は名称		年齢	歳	農作業従事日数	日			
賃借権の設定等を受ける土地の面積(A) ㎡		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) ㎡	賃借権の設定等を受ける者の主たる経営科目(C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況(D)		雇用労働力 (年間延べ労働日数)	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況(E)	賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有状況(F)		
				世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		種 類	数 量	種 類	数 量
農 地		農 地		男	人	農業専従者 (人)	乳用牛		トラクター	
採 草 放牧地							肉用牛		田植機	
その他		採 草 放牧地		女	人	農業補助者	繁殖豚		コンバイン	
						主として農業に従事する者 (人)	肥育豚		乾燥機	
						従として農業に従事する者 (人)	鶏		稲摺機	
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響			地域との役割分担の状況							

(農地所有適格法人)【添付書類】市町村控え用

整理番号		農地所有適格法人の名称				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況（C）				雇用労働力 (年間延日数)	人日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） ㎡		事業の種類				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況（F）	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況（G）				
				農畜産物名	関連事業等の内容		左記以外の事業の内容						
				現在	現在	現在							
				権利取得後	権利取得後	権利取得後							
農地		農地		事業の実施状況及び事業計画（円）				種類	数量	種類	数量		
採草放牧地				農業		左記以外の事業							
その他		採草放牧地		3年前		3年前							
				2年前		2年前							
				1年前		1年前							
				初年度		初年度							
				2年目		2年目							
				3年目		3年目							
賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況（D）						賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況（E）							
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数			
		権利の種類	面積 ㎡	前年実績	見込み					前年実績	見込み	前年実績	見込み
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況									

(農地所有適格法人以外の法人)市町村控え用

【添付書類】

整理番号		法人の名称		賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況（D）				雇用労働力 (年間延日数)	人日					
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡		賃借権の設定等を受ける法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積（B） ㎡		賃借権の設定等を受ける法人の主たる生産作物（C）	氏名	役職名	住所	年間農業従事日数		賃借権の設定等を受ける法人の主な家畜の飼育状況（F）	賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況（G）			
								前年実績	見込み					
農地		農地								種類	数量	種類	数量	
採草放牧地														
その他		採草放牧地												
賃借権の設定等を受ける農用地等での農業経営が、周辺の農用地等の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響				地域との役割分担の状況										

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

上記の者について農地所有適格法人の該当状況	○
-----------------------	---

(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項)		該当状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。

(注1) 「該当状況」 には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」 には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)	(確認者)
------------------------	-------

(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項)		該当状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第2号ロ	権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。

(注1) 「該当状況」 には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」 には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替に関する届出書

令和 年 月 日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

振替支払先	公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	〒	電話番号	金融機関への 届出印	
	住 所			
	フリガナ			
氏 名				

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	店舗名			
金融機関コード・店舗コード -				
指定口座	預金種目	口座番号		
振替日	毎年 11 月 20 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始	令和 年	

秋田県農業公社使用欄		確認印		備 考
		確認日	令和 年 月 日	

(農地所有適格法人以外の法人用)

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(農地中間管理機構から権利設定等を受ける者)		(確認者)
(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項)	該当状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ 権利設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を受ける者の経営農地は全て耕作されており、保有する機械、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行うと見込まれる。
第3号イ 権利設定等を受ける者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれる	○	道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めに遵守すると見込まれる。
第3号ロ 権利設定等を受ける法人の業務執行役員等のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる	○	業務執行役員等が、賃借権・使用貸借権の設定を受ける法人の行う耕作の事業に常時従事すると見込まれる。

(注1) 「該当状況」 には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」 には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

農業協同組合 御中

振替支払先	公益社団法人 秋田県農業公社	料金等の種類	賃借料等
	〒	電話番号	金融機関への 届出印
	住 所		
貯金者 および 契約者	フリガナ		○
	氏 名		

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	店舗名			
金融機関コード・店舗コード				
指定口座	預金種目	口座番号		
振替日	毎年 11 月 20 日	(休日の場合は翌営業日)		令和 年

111

1. 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
2. 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に對し不足しないよう必要な措置を講じます。
3. 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
4. 本取扱いに関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

書
諾
承

今般、公益社団法人秋田県農業公社と土地賃貸借契約をした下記土地の一部又は全部に抵当権等が設定されていますが、競売等の申し立てにより、裁判所から農業委員会に照会書が送付された場合、下記事項に同意することを確約します。

1. 公社との協議に誠意を持って応じること。
2. 協議の結果、解約せざるを得ない事態となった場合、異議無く解約に応じること。

公益社団法人 秋田県農業公社

理事事長齋藤了樣

令和 年 月 日

住所
氏名 (自署)

土地の表示：

[illegible]

農用地利用集積等促進計画（権利移転）のチェックリスト

地域計画の区域内

◆ 提出書類 ※部数は1契約当たり

書類名等	部数	備考
☐ 農用地利用集積等促進計画（案）	3部	認可先用、公社用、本人用
☐ 添付書類	3部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれか。
☐ 農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト	1部	賃借権の設定等を受ける者が「地域計画に位置付けられた農業を担う者」であり、かつ、農業委員会が認可要件チェックリストを提出した場合は、「添付書類」の省略が可能。
☐ 貸付に係る確認書（様式第8号の2）	1部	個人用、農地所有適格法人用、農地所有適格法人以外の法人用のいずれかを提出。
☐ 承諾書	1部	1筆でも抵当権が設定されていなければならない
☐ 貯金口座振替依頼書	1部	2部印刷。1部はJAに提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 貯金口座振替書に関する届出書	1部	JAの確認印を押印した上、提出。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 通帳のコピー	1部	金融機関はJAのみ可。過去に機構と契約しており同一口座を使用する場合不要
☐ 組合員資格得喪通知書	1部	土地改良区の受益地は必要

◆ その他必要書類

法人の場合

書類名等	部数	備考
☐ 定款のコピー	1部	過去に機構と契約しており、定款の内容に変更がなければ、添付省略可能。その場合は、各筆明細の備考欄に「定款変更なし」と記入
市町村が促進計画（案）を提出する場合		
書類名等	部数	備考
☐ 農業委員会へ意見聴取した結果	1部	市町村が計画（案）を提出する場合のみ。農業委員会からの要請による場合は不要。
農業委員会からの要請による場合		
書類名等	部数	備考
☐ 市町村の意見	1部	農業委員会からの要請による場合のみ。市町村が計画（案）を提出する場合は不要。

◆ 書類提出前の確認事項

☐ 今回契約する農地は地域計画の区域内ですか。

☐ 契約手続き時に運転免許証等の身分証明書により、契約者の本人確認を実施しましたか。

☐ 契約者に対して、手数料の徴収や賃料精算時期等について説明しましたか。

☐ 契約者の住所を農家台帳等から正確に記載しましたか。（×1-1 ⇒ ○1番地1、1番1号 など）

☐ 促進計画は、自署をしていますか。法人の場合は社判も可。

☐ 土地改良区賦課金等の負担区分を出し手・受け手に確認し、促進計画に記載しましたか。

☐ 農業者種別（認定農業者等）等について、漏れなく記載しましたか。

☐ 法人の場合、定款は添付していますか。また、添付省略可能か確認しましたか。

上記の内容について、確認しました。

令和 年 月 日 所属 氏名 (印)

様式第16号の1 出し手 住所・氏名・金融機関口座変更 入力シート

オールクリア

通知年月日	令和2年5月15日
通知者	〇〇市農業委員会事務局

集積公告日	平成28年1月15日
公告市町村	〇〇市
複数契約	1

契約が複数ある場合は「1」を入力

申し出年月日	令和2年5月1日
--------	----------

郵便番号	123 4567
住所	〇〇市〇〇字〇〇123番地
出し手氏名	中間 太郎
連絡先(電話番号)	市外局番 012 市内局番 345 番号 6789

※ 携帯電話は 3桁 4桁 4桁 で入力ください。

※ 住所を変更する場合

従前の住所	〇〇市〇〇字〇〇456番地
-------	---------------

添付書類：住民票（変更前の住所が記載されているもの）

※ 氏名を変更する場合

従前の氏名	秋田 太郎
-------	-------

添付書類：戸籍抄本

※ 金融機関口座を変更する場合（全項目記入ください。）

金融機関名	〇〇	〇〇
金融機関区分	1	農協
店舗名	〇〇	〇〇
店舗区分	4	支店
金融機関コード	1234	1234-567
店舗コード	567	
口座種類	1	普通
口座番号	1234567	1234567

添付書類：①公社借入代金支払明細書

②貯金通帳の写し

一括印刷

様式第 16 号の 1 (受託機関→公社)

事務連絡
令和 2 年 5 月 15 日

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

変更する項目のみ表示されます
ex) 住所変更のみ→表題「住所の変更について」
文中「～利用権の住所を変更
しないので～」
添付書類「1. 住所変更」のみ

(賃貸人) 住所 〒123-4567
〇〇市〇〇字〇〇123番地

氏名 中間 太郎
(自署)
(電話番号 012 - 345 - 6789)

住所・氏名・金融機関口座の変更について

平成 28 年 1 月 15 日付け〇〇市公告ほかの農用地利用集積計画により設定された利

用権の住所・氏名・金融機関口座を変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

- 住所変更
住民票
(変更前の住所が記載されているもの)
戸籍抄本
- 氏名変更
- 金融機関口座の変更
①公社借入金支払明細書
②財金通帳の写し

※ 従前の住所・氏名

住所	〇〇市〇〇字〇〇456番地
氏名	秋田 太郎

公社借入代金支払明細書

通知年月日	令和2年5月15日
通知者	〇〇市農業委員会事務局

集積・配分公告日	平成28年1月28日
公告市町村	
複数契約	1

申し出年月日	令和2年5月1日
郵便番号	123 4567
住所	〇〇市〇〇字〇〇123番地
(フリガナ)	チュウリカン タロウ
氏名	中間 太郎
連絡	
電話番号	012 345 6789
携帯番号	012 3456 7890

受け手	
-----	--

※住所を変更する場合

従前の住所	〇〇市〇〇字〇〇456番地
添付書類：住民票（変更前の住所が記載されているもの）	

※氏名を変更する場合

従前の氏名	秋田 太郎
-------	-------

添付書類：戸籍抄本

※金融機関口座を変更する場合(全項目記入ください。)

金融機関名	〇〇	〇〇農協
店舗名	〇〇	〇〇
店舗区分	4	支店
金融機関コード	1234	1234-567
店舗コード	567	
口座種類	1	普通
口座番号	1234567	1234567
振替開始年	2	令和2年
振替月日	10	10月25日

添付書類：①貯金口座振替に関する届書

- ②貯金口座振替依頼書
③貯金通帳の写し

契約が複数あり、振替月日が異なる場合は振替月日を削除

様式第16号の2 (受託機関→公社)

事務連絡
令和2年5月15日

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

変更する項目のみ表示されます
ex) 住所変更のみ→表題「住所の変更について」
文中「～利用権の住所を変更
したいので～」
添付書類「1. 住所変更」のみ

(転借人) 住所 〒123-4567
〇〇市〇〇字〇〇123番地

電話番号記入の場合: 電話番号
電話番号未記入の場合: 携帯番号

氏名 (自署) 中間 太郎

(電話番号 012 - 345 - 6789)

住所・氏名・金融機関口座の変更について

平成28年1月28日付け秋田県公告の農用地利用配分計画等により設定された利用

権の住所・氏名・金融機関口座を変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

1. 住所変更 住民票
(変更前の住所が記載されているもの)

2. 氏名変更 戸籍抄本

3. 金融機関口座の変更 ①貯金口座振替に関する届出書
②貯金口座振替依頼書
③貯金通帳の写し

※ 従前の住所・氏名

住所 〇〇市〇〇字〇〇456番地

変更する項目のみ表示されます
ex) 住所変更のみ→表題「住所の変更について」
文中「～別添のとおり住所を
変更したい旨～」

〇〇市農業委員事務局

住所・氏名・金融機関口座の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり住所・氏名・金融
機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願
いします。

貯金口座振替依頼書

貯金口座振替に関する届出書

令和2年5月1日

令和2年5月1日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類		賃借料等	
貯金者 および 契約者	住 所	〒 123-4567	電話番号	012 - 345 - 6789		金融機関への 届出印	
		〇〇市〇〇字〇〇123番地					
	フリガナ	チュウカン タロウ					
	氏 名	中間 太郎					

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこと
としたいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

農協名	〇〇農協		店舗名	〇〇支店	
金融機関コード・店舗コード 1234-567					
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 10 月 25 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始		令和 2 年	

記

- 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
- 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に不足しないよう必要な措置を講じます。
- 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
- 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄	
-------	--

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社		料金等の種類		賃借料等	
貯金者 および 契約者	住 所	〒 123-4567	電話番号	012 - 345 - 6789		金融機関への 届出印	
		〇〇市〇〇字〇〇123番地					
	フリガナ	チュウカン タロウ					
	氏 名	中間 太郎					

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	〇〇農協		店舗名	〇〇支店	
金融機関コード・店舗コード 1234-567					
指定口座	預金種目	普通	口座番号	1234567	
振替日	毎年 10 月 25 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始		令和 2 年	

秋田県農業公社使用欄		農業協同組合使用欄		確認印		備考	
							
				確認日	令和 2 年 5 月 15 日		

オールクリア

通知年月日	令和2年5月15日	令和2年5月15日
通知者	〇〇市農業委員会事務局	
集積・配分公告日	平成28年1月28日	一括方式の場合は 市町村名を入力 配分計画の場合は空欄
公告市町村		平成28年1月28日
複数契約	1	複数が複数ある場合 は「1」を入力
複数契約有		
令和2年5月1日		

変更する項目のみ表示されます
ex) 名称変更のみ→素題「名称の変更について」
文中「～別添のとおり名称を
変更したい旨～」

〇〇市農業委員会事務局

所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり所在地・名称・代表者・金融機関口座を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願ひします。

※ 所在地を変更する場合

従前の所在地	〇〇市〇〇字〇〇456番地
添付書類：「法人登記全部事項証明書」等	変更を証する書類

※ 名称を変更する場合

従前の名称	農事組合法人下田農園
添付書類：「法人登記全部事項証明書」等	変更を証する書類

※ 代表者を変更する場合

従前の職名	代表理事
従前の氏名	秋田 太郎
添付書類：「法人登記全部事項証明書」等	変更を証する書類
※ 農事組合法人の場合は、総会議事録の写し又は印鑑証明書を添付	

※ 金融機関口座を変更する場合（全項目記入ください。）

金融機関名	〇〇	〇〇農協
店舗名	〇〇	〇〇
店舗区分	4	支店
金融機関コード	1234	1234-567
店舗コード	567	普通
口座種類	1	1234567
口座番号	1234567	令和2年
振替開始年	2	10月25日
振替月日	10	25

添付書類：①貯金口座振替に関する届出書
②貯金口座振替依頼書
③貯金通帳の写し

一括印刷

※ 複数が複数ある場合は振替月日を削除
振替日 128. 8. 31以前：毎年10月25日
振替日 128. 8. 1以降：毎年11月20日

様式第16号の3（受託機関→公社）

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

貯金口座振替に関する届出書

令和2年5月1日

公益社団法人
秋田県農業公社 御中

振替支払先		公益社団法人 秋田県農業公社	料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	住 所	〒 123-4567	電話番号 012 - 345 - 6789	金融機関への 届出印
	フリガナ	〇〇市〇〇字〇〇123番地 /カジクミアイホガジン 沃タファーム		届 出 印
	氏 名	農事組合法人下田ファーム		

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等の口座振替支払いに関し、農業協同組合に
対して、次の通り依頼したのでお届けします。

農協名	〇〇農協	店舗名	〇〇支店
金融機関コード・店舗コード 1234-567			
指定口座	預金種目 普通	口座番号	1234567
振替日	毎年 10 月 25 日 (休日の場合は翌営業日)	振替開始	令和 2 年

秋田県農業公社使用欄		確認印	備 考
		農協確認印	
		確認日 令和 2 年 5 月 15 日	

様式第16号の3 (受け手(法人)→公社)

令和2年5月1日

公益社団法人秋田県農業公社
農地管理部農地集積課 御中

変更する項目のみ表示されます
ex) 名称変更のみ
↓
表題「名称の変更について」
文中「～利用権の名称を変更
したいので～」
添付書類「2. 名称変更のみ

(転借人) 所在地 〒123-4567
〇〇市〇〇字〇〇123番地

名 称 農事組合法人下田ファーム
代表理事 秋田 次郎
(電話番号 012 - 345 - 6789)

所在地・名称・代表者・金融機関口座の変更について

平成28年1月28日付け秋田県公告の農用地利用配分計画等により設定された利用
権の所在地・名称・代表者・金融機関口座を変更したいので、次の書類を添えて申し出
ます。

添付書類

- 所在地変更
法人登記全部事項証明書
- 名称変更
法人登記全部事項証明書

- 代表者変更
法人登記全部事項証明書
(農事組合法人の場合、総会議事録の写し又は印鑑証明書)
- 金融機関口座の変更
①貯金口座振替に関する届出書
②貯金口座振替依頼書
③貯金通帳の写し

※ 従前の所在地・名称・代表者(職、氏名)

所在地	〇〇市〇〇字〇〇456番地
名 称	農事組合法人下田農園
代表者	代表理事 秋田 太郎

貯金口座振替依頼書

様式第16号の4 受け手（法人） 組織変更 入力シート

オールクリア

通知年月日	令和5年12月5日
通知者	市農業再生協議会長 市

集積・配分・促進公告日	令和3年12月25日
公告市町村	市
複数契約	1

申し出年月日	令和5年12月4日
郵便番号	010 0000
所在地	秋田市山王四丁目1-2
新名称	株式会社秋田ファーム
代表者	代表取締役
氏名	水田 太郎
電話番号	018 893 6223
携帯番号	

受け手要件チェックリストの確認者氏名	市農林課
新法人の農地所有適格法人該当の有無	1

従前の名称	農事組合法人秋田ファーム
【添付書類】法人登記全部事項証明書、総会議事録、受け手要件チェックリスト（「農地所有適格法人用」、 「農地所有適格法人以外の法人用」のいずれか一つ）	

一括印刷

令和2年5月1日

市農業協同組合 御中

振替支払先	公益社団法人 秋田県農業公社	料金等の種類	賃借料等
貯金者 および 契約者	〒 123-4567	電話番号	金融機関への 届出印
	市市字市市番地		届出印
	株式会社秋田ファーム		
フリガナ	株式会社秋田ファーム		
氏名	農事組合法人下田ファーム		

私は、上記の振替支払先から請求された賃借料等を次の口座振替によって支払うこととしますので、下記事項を確認のうえ依頼します。

農協名	市農協	店舗名	市支店
金融機関コード・店舗コード 1234-567			
指定口座	預金種目	口座番号	1234567
振替日	毎年 10 月 25 日（休日の場合は翌営業日）	振替開始	令和 2 年

記

- 私が支払うべき賃借料等については私に通知することなく、毎年振替指定日に貴組合所定の方法で支払って下さい。
- 私は振替日に指定口座の残高が、請求金額に不足しないよう必要な措置を講じます。
- 貴組合が必要と認めた場合は、私に通知することなく、この口座振替契約を解除されても異議ありません。
- 本取扱に関して万一紛議が生じても貴組合には一切迷惑をおかけしません。

組合使用欄

様式第16号の4 (受け手(法人)→公社)
(農事組合法人から株式会社への変更手続き)

令和5年12月4日

公益社団法人秋田県農業公社

農地管理部 御中

(転借人)所在地 〒010-0000
秋田市山王四丁目1-2

名 称 株式会社秋田ファーム
代表取締役 水田 太郎
(電話番号 018 - 893 - 6223)

組織の変更について

令和3年12月25日付け●●市公告の農用地利用集積計画等により利用権の設定を受けた者の名称を変更したいので、次の書類を添えて申し出ます。

添付書類

法人登記全部事項証明書

総会議事録

※ 従前の名称

名 称	農事組合法人秋田ファーム
-----	--------------

様式第16号の4 (受託機関→公社)
(農事組合法人から株式会社への変更手続き)

事務連絡
令和5年12月5日

公益社団法人秋田県農業公社

農地管理部 御中

●●市農業再生協議会長 △△ △△

組織の変更について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別添のとおり組織を変更したい旨の届け出が提出されたので、手続きについてよろしくお願いします。

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(組織変更後の法人名称)	(確認者)
株式会社秋田ファーム	●●市農林課 ■ ■ ■ ■

農用地利用集積等促進計画に係る認可要件チェックリスト

(組織変更後の法人名称)	(確認者)
株式会社秋田ファーム	●●市農林課 ■ ■ ■ ■

上記の者について農地所有適格法人の該当状況	○
-----------------------	---

(農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項)		該当 状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作 又は養畜の事業に供すべき農 用地の全てを効率的に利用し て耕作又は養畜の事業を行う と認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を 受ける者の経営農地は全て耕 作されており、保有する機 械・農作業に従事する者の状 況等からみて、耕作の事業に 供すべき農地の全てを効率的 に利用して耕作事業を行うと 見込まれる。
第3号イ	権利設定等を受ける者が地域 の農業における他の農業者と の適切な役割分担の下に継続 的かつ安定的に農業経営を行 うと見込まれる	○	道路、水路、ため池等の共同 利用施設の取り決めに遵守す ると見込まれる。
第3号ロ	権利設定等を受ける法人の業 務執行役員等のうち1人以上 の若がその法人の行う耕作又 は養畜の事業に常時従事す ると認められる	○	業務執行役員等が、賃借権・ 使用貸借権の設定を受ける法 人の行う耕作の事業に常時従 事すると見込まれる。

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

(農地中間管理事業の推進に関する法律 第18条第5項)		該当 状況 (注1)	判断理由 (注2)
第2号イ	権利設定等を受ける者が耕作 又は養畜の事業に供すべき農 用地の全てを効率的に利用し て耕作又は養畜の事業を行う と認められる	○	賃借権・使用貸借権の設定を 受ける者の経営農地は全て耕 作されており、保有する機 械・農作業に従事する者の状 況等からみて、耕作の事業に 供すべき農地の全てを効率的 に利用して耕作事業を行うと 見込まれる。

(注1) 「該当状況」には、要件を満たす場合には「○」を記載する。

(注2) 「判断理由」には、各要件を満たすと判断した根拠を記載する。

令和元年 7 月 13 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 藤 了 様

賃貸人数が入力された場合、人数に
応じてほか〇名と表示されます

〇〇市長 ▲▲ ▲▲

契約期間の延長に伴う同意願いについて (依頼)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している賃貸人 中間 太郎ほか18名から別紙
のとおり契約期間を延長したい旨の同意願いがありましたので、手続きについて
よろしく願います。

契約期間の延長に関する送付書類

- 様式第 17 号の 1 「契約期間の延長に伴う同意願いについて (依頼)」 1 部
- 様式第 17 号の 2 「同意書」 3 部 (関係 2 者及び農業委員会用)
※農用地利用集積計画の写しを添付
※農用地利用集積計画の土地の一部を延長する場合 ⇒ 2 と別紙
農用地利用集積計画の土地の全部を延長する場合 ⇒ 2 のみ
- 様式第 7 号の 2 「機構関連事業について」 1 部 (2 部印刷され、うち 1 部は本人用)

複数人の期間延長を同時に
行うため、鑑文を 1 部に
まとめる場合、契約延長
する出し手の人数を入力

※黄色セルに必要な事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇市	申請日	R1. 7. 13
受託機関名		代表者役職 氏名	〇〇市長 ▲▲ ▲▲
説明者所属機関	〇〇市農林課	集積公告日	H30. 4. 1
賃貸人氏名	中間 太郎	賃貸人人数	19
賃貸人住所	〇〇市〇〇〇		
「変更前」	存続期間 (終期)		R10. 6. 1
「変更後」	存続期間 (終期)		R20. 6. 30

一括印刷
(様式第 17 号の 1 (鏡文) あり)

一括印刷
(様式第 17 号の 1 (鏡文) なし)

※鑑文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。
※複数人の期間延長を同時に行う場合、鑑文を 1 部にまとめることが可能です。
鑑文を 1 部にまとめる場合は、「賃貸人人数」を入力してください。
※「別紙」は、未入力の場合は印刷されませんので、一部延長する場合は、
漏れなく入力してください。

※農用地利用配分計画の存続期間延長手続きは
同意書ではできません。
様式 11 号で解約後、新たな促進計画を作成

機構関連事業について

- ☐ 機構関連事業について
機構関連事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業をいいます。)は、農地中間管理機構が借り入れしている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業です。機構に貸し付けた農用地等については、機構関連事業が行われることがありますので、その内容について説明します。
- ☐ 機構関連事業の内容について
(機構チェック欄)
 - ☒ 機構関連事業の対象となる農用地等は、秋田県農地中間管理機構(以下「機構」といいます。)の借受期間が機構関連事業の計画の決定(公告)時から15年以上あるものです。
 - ☒ 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備(これに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を含む。)、農業用排水施設、農道及び暗渠等の整備を行う基盤整備事業です。
 - ☒ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。

留意事項について

- ☐ 留意事項について
(機構チェック欄)
 - ☒ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
 - ☒ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金(工事に要した費用の全部)が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、機構が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと(法律に基づく義務)とされています。
なお、本説明をもって、機構関連事業の実施について同意を求めるものではありません。

秋田県農地中間管理機構 御中

令和 〇年 〇月 〇日

〇説明者
秋田県農地中間管理機構
(業務受託機関:〇〇市農林課)

上記内容について説明を受けました。

〇所有者

氏 名(自署) 中間 太郎

様式第17号の2 (貸貸人→公社 3部)

同意書

平成30年4月1日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画により設定された利用権に関する事項について、次のとおり変更することに同意します。

- 1 土地の所在、地番、地目、面積
別紙 農地明細のとおり (農用地利用集積計画の写しを添付)
- 2 上記1に係る存続期間(終期)を令和10年6月1日から令和20年6月30日に変更する。

令和 年 月 日

(貸貸人)
住 所 〇〇市〇〇〇

氏 名 (自署) 中間 太郎

(賃借人)
住 所 秋田市山王四丁目1番2号
公益社団法人秋田県農業公社
氏 名 理事長 齋 藤 了

様式第 1 7 号の 3

令和元年 8 月 3 1 日

農用地利用集積計画の撤回願

- 様式 1 7 号の 3 鑑「農用地利用集積計画の撤回願について（通知）」
1 部（委託先 ⇒ 公社）
※ 1 地区につき 1 部
- 様式第 1 7 号の 4 「農用地利用集積計画の撤回願（賃貸人⇒公社→市町村）」
2 部（市町村用、公社控）
- 添付書類
(1) 撤回する農用地利用集積計画の写し
(2) 農用地利用集積計画の土地の一部を撤回する場合 ⇒ (1) と別紙
農用地利用集積計画の土地の全部を撤回する場合 ⇒ (1) のみ

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

☐ 農業者再生協議会
会長 ▼▼ ▼▼ ▼▼

農用地利用集積計画の撤回願について（通知）

〇〇〇市◆地区において、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業の実施にあたり、別紙のとおり農用地利用集積計画の撤回の申し出がありました。

については、農用地利用集積計画の撤回に同意くださるようお願いいたします。

※黄色セルに必要な事項を入力 → 一括印刷ボタンで必要部数が印刷されます。

市町村名	〇〇〇市	申請日	R1.8.31
市町村長名	▼▼ ▼▼ ▼▼	集積公告日	R31.4.5
受託機関名	☐ 農業者再生協議会		
代表者役職 氏名	会長 ▼▼ ▼▼ ▼▼	地区名	◆地区
賃貸人住所	〇〇〇市△△字□◇111番		

一括印刷
(様式第17号の3(鏡文)あり)

一括印刷
(様式第17号の3(鏡文)なし)

※鏡文の要否に応じて、「一括印刷」ボタンを選択してください。
※「別紙」は、未入力の場合は印刷されませんので、一部撤回する場合は、
漏れなく入力してください。

様式第 18 号の入力シート

農地一時転用の同意願いに関する送付書類

- 1 農地一時転用の同意願いについて (通知) 受託機関 → 公社
- 2 農地一時転用の同意願いについて (申請) 出し手・受け手 → 公社

3 農地明細書「別紙」

- 4 添付書類
一時転用の内容が確認できる書類
(一時転用に係る計画や図面など)

※水色セルに必要事項を入力してください。

通知年月日	R2.5.1	令和2年5月1日
通知機関名	〇〇市農業委員会事務局	

出し手 (集積計画)

公告市町村	〇〇市	
公告日	H30.1.15	平成30年1月15日
出し手氏名	中間 太郎	
出し手住所	〇〇市〇〇〇〇10番地	

受け手 (集積・配分計画)

公告日	H30.3.28	平成30年3月28日	秋田県公告
受け手氏名	中間 次郎		
受け手住所	〇〇市〇〇〇〇987番地		

転用

転用終了日	R3.3.31	令和3年3月31日
転用の理由	公共工事に係る〇〇として使用するため	

※農地明細は「別紙」シートに直接入力してください。



農用地利用集積計画の撤回願

令和元年8月31日

〇〇〇市長 ▼▼ ▼▼ 様

申請者 (賃貸人)
住 所 〇〇〇市△△字□◇111番

氏 名 中間 太郎
(印 影)

申請者 (賃借人)
住 所 秋田市山王四丁目1番2号

氏 名 公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了

旧農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第19条の規定により、平成31年4月5日付け〇〇〇市で公告された農用地利用集積計画の下記の土地について、公告の撤回をお願いします。

1 対象の土地

所 在	地 番	地 目	面 積
別紙のとおり			

2 撤回を願い出る理由

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条の3第1項の規定による土地改良事業の実施にあたり、従来の農地中間管理権を解消した上で、15年以上の農地中間管理権の再設定を行うことが必要なため。

3 撤回後の土地の利用計画

農地中間管理機構が農地中間管理権を再設定し、同機構から※農用地等の配分を受けた転借人が農用地等として利用する。

※ 農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成25年法律第101号) 第2条第2項

4 撤回の効力発生日
撤回の公告を行なった日

令和 2 年 5 月 1 日

様式第 1 8 号 (出し手・受け手→公社 1部)

令和 2 年 5 月 1 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

農地一時転用の同意願いについて(申請)

このことについて、平成 3 0 年 1 月 1 5 日付け〇〇市公告の農用地利用集積計画及び平成 3 0 年 3 月 2 8 日付け秋田県公告の農用地利用配分計画により、利用権の設定された別紙農地について、一時転用をしたいと思いますので同意願います。

〇〇市農業委員会事務局

農地一時転用の同意願いについて (通知)

貴公社と農地賃貸借契約を締結している出し手 中間 太郎 及び受け手 中間 次郎 から別紙のとおり農地の一時転用の同意願いがありましたので、手続きについてよろしく願います。

(出し手)
住 所 〇〇市〇〇〇〇10番地

氏 名 中間 太郎
(目撃)

(受け手)
住 所 〇〇市〇〇〇〇987番地

氏 名 中間 次郎
(目撃)

記

- 1 転用の期間 農地法許可日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
- 2 変更の理由 公共工事に係る〇〇として使用するため

上記申請について同意します。
なお、許可後速やかに許可書の写しを提出してください。
また、転用事業完了後は完了届の写しを提出してください。

令和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願		令和	年	月	日
公益社団法人秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了 様					
申請者		住所			
		氏名			
記					
租税特別措置法第70条の4の2第1項の適用を受けるため、同法第70条の4第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた貸付けが、同法第70条の4の2第1項各号に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。					
所 在 地 番	地 目	面 積	貸付けが行われた年月日		
※別紙のとおり					
上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。					
秋農公一		公益社団法人秋田県農業公社			
令和	年	月	日	理 事 長 齋 藤 了	

事 務 連 絡
令 和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

(業務委託先名)

贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別紙のとおり依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願いします。

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願		年	月	日
公益社団法人秋田県農業公社 理 事 長 齋 藤 了 様				
申請者		住所 氏名		
記				
租税特別措置法第70条の6の2第1項又は第3項の適用を受けるため、同法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記のとおり行われた貸付けが、同法第70条の6の2第2項各号に掲げる農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明願います。				
所 在 地 番	地 目	面 積	貸付けが行われた年月日	
※別紙のとおり				
上記の農地等について行われた貸付けが、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業のために行われた貸付けであることを証明する。				
秋農公一		公益社団法人秋田県農業公社		
令和	年	月	日	理 事 長 齋 藤 了

事 務 連 絡
令 和 年 月 日

公益社団法人秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

(業務委託先名)

相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書について

貴公社と農地賃貸借契約を締結している者から、別紙のとおり依頼がありましたので、手続きについてよろしくお願ひします。

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

市 町 村 長 印

農地中間管理機構が借受けをしない農用地等について（証明願）

●● 年 月 日付で、貸付希望農用地等の登録申請があった農地のうち、下記の農用地等については、次の理由により農地中間管理機構が借受けをしない旨を証明願います。

☐ 当該区域に借受希望者がいない。

☐ 借受希望者との交渉の結果、条件面で折り合わなかった。

☐ 差押・土地改良区賦課金の滞納等があった。

☐ その他（ ）

- 1 所有者の住所、氏名
- 住所：
- 氏名：

2 対象農用地等					
番号	市町村名	大字	字	地番	地目
1					面積(m ²)
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※添付書類：様式第5号の1「貸付希望農用地等の登録申請書」の写し

上記の農用地等について、現時点では農地中間管理機構が借受けしないことを証明します。

秋 農 公 一
令和 年 月 日

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社
理事長 齋藤 了 様

(申請者)
住 所
氏 名

戸籍関係書類の原本還付について（依頼）

今回、農地中間管理事業による農地の貸借にあたり、戸籍関係書類を送付しましたが、原本を還付してくださいようお願いいたします。

原本還付を希望する場合は、本様式に戸籍関係書類の
原本一式とコピー1部を添付して提出してください

地域計画の区域外用

本様式の写し(1部)を機構へ提出

参考様式4号の2

令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 〇〇歳

[illegible]

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和
年 月 日付け文書で依頼されました標記の件について、次により回答しま
す。

【回答】

(意見なし)

提示された農用地利用集積等促進計画(案)の内容に意見はありません。

(意見あり)

提示された農用地利用集積等促進計画(案)の内容に、次により意見を出します。

[illegible]

地域計画の区域外用

参考様式4号の1

令和年月日

〇〇市町村農業委員會長 〇〇〇〇様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、標記計画案に対する意見を聴取します。

つきましては、内容を御確認いただき、意見がある場合はその内容を御回答くださるようお願いいたします。

【添付資料】

農用地利用集積等促進計画(案)

参考様式4号の4

本様式の写し(1部)を機構へ提出

日
月
年
和
令

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村農業委員會 會長 〇〇 〇〇

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(回答)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和
年 月 日付け文書で依頼されました標記の件について、次により回答しま
す。

【回答内容】

(意見なし)

提示された農用地利用集積等促進計画（案）の内容に意見はありません。

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる認可要件の該当状況については、別添チェックリストのとおりです。

(意見あり)

提示された農用地利用集積等促進計画（案）の内容に、次により意見を出します。

意見内容 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる認可要件の該当状況については、別添チェックリストのとおりです。

参考様式4号の3

令和年月日

〇〇市町村農業委員会 会長 〇〇〇〇様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について(依頼)

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、標記計画案に対する意見を聴取します。

つきましては、内容を御確認いただき、意見がある場合はその内容を御回答くださるようお願いいたします。

また、併せて、賃借権の設定等を受ける者が、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる認可要件に該当するか確認をお願いいたします。

【添付資料】

農用地利用集積等促進計画(案)

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋 藤 了 様



〇〇市町村農業委員会 会長 ● ● ● ●

農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

<添付資料>

農用地利用集積等促進計画（案）

令和 年 月 日

公益社団法人 秋田県農業公社

理事長 齋 藤 了 様



〇〇市町村農業委員会 会長 ● ● ● ●

農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定により、
農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請します。

<添付資料>

農用地利用集積等促進計画（案）

農業委員会からの要請文書に原本を添付し機構へ提出

参考様式 6 号の 2

(秋田県農地中間管理機構)
公益社団法人 秋田県農業公社
理 事 長 齋 藤 了 様

令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇
(公 印 省 略)

農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見について

このことについて、次により意見を提出します。

【 意 見 】

(意見なしの場合)

〇〇市町村農業委員会が作成した農用地利用集積等促進計画 (案) の内容は、地域計画の達成に資するものとなっているため、意見はありません。

(意見ありの場合)

〇〇市町村農業委員会が作成した農用地利用集積等促進計画 (案) の内容は、地域計画の達成に資するものとなっております。
理由：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため。

参考様式 6 号の 1

令和 年 月 日

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

〇〇市町村農業委員会 会長 〇〇 〇〇

農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見の提出について (依頼)

このことについて、別添の農用地利用集積等促進計画 (案) に対する、農地中間管理機構あての意見を提出くださるようお願いいたします。

【添付資料】

農用地利用集積等促進計画 (案)